

官報号外

平成十二年十月二十六日

○第一百五十九回 衆議院会議録 第七号

平成十二年十月二十六日(木曜日)

議事日程

第四号

平成十二年十月二十六日

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)

君。

○本日の会議に付した案件

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案(赤松広隆君外七名提出)

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) この際、新たに議席に着かれたました議員を紹介いたします。

第一番、東京都第二十一区選出議員、川田悦子

君。

〔川田悦子君起立、拍手〕

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

赤松広隆君外七名提出、議院運営委員長藤井孝

男君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員

会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進

められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異

議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案(赤松

広隆君外七名提出)

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

○今田保典君 民主党・無所属クラブの今田保典でございます。

私は、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の各会派を代表して、ただいま議題となりました議院運営委員長藤井孝男君の解任決議案について提案理由を説明いたします。(拍手)

主文、

本院は、議院運営委員長藤井孝男君を解任する。以下、その理由を申し上げます。

議院運営委員長は、憲法第四十一条に定められた、國權の最高機關であつて國の唯一の立法機關である国会の議院の運営に関する最高責任者として、その責任は極めて重大であります。議院の運當に当たつては、慎重かつ公正でなければなりません。

これらの一連の行為は、一步誤れば議長の責任問題にもなりかねない重大な背信行為であります。果たして、過去にこれはどう多くの法案について、強引な議院運営を行つた委員長は存在したでしょうか。最近の言葉で言いますと、正しく記憶にはございませんとか、記憶は定かではございませんとか、そういうことでしようか。信じがたい暴挙の積み重ねであります。

加えて申し上げれば、民主党は、大きな混乱を引き起こしている参議院送付の公職選挙法の一部改正案に対して対案を提出いたしておりますが、議院運営委員長藤井孝男君は、この法案の政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において与党の数の横暴により強行採決されました参議院送付の公職選挙法の一部改正案について、これを採決するため、野党の反対を強引に押し切つて本日の本会議を設定いたしました。国民の参政権にかかり、いわば国会の土俵を決めたて公正を欠いた議院運営であります。

○議長(綿貫民輔君) 議院運営委員長藤井孝男君解任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。今田保典君。

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

さらに言えば、藤井孝男君が委員長として強引に委員会に付託したいわゆるあっせん利得処罰法案は、本日に至るまで、全く審議が行われておりません。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長の責任も重大ですが、議院運営委員長の責任はより重大です。中立公正であるべき議院運営委員長が、与党の議会運営に一方的に加担し、重要な審議も与党の党利党略でやりたい放題では、国権の最高機関としての国会の地位も地に落ちたと言わざるを得ず、痛恨のきわみでございます。

以上、このような議会民主主義を破壊する議会運営は、中立公正である委員長の職責に反し、与党多数の横暴を許すというあしき前例をふやし、國権の最高機関である国会の威儀を失墜せしめる行為であり、断じて容認することはできません。かかる事態を招いた藤井委員長の責任は極めて重大であり、解任に値します。

これが、本決議案を提出する理由であります。さて、この際、与党の皆さんに一言申し上げます。議院運営委員長藤井孝男君の暴走を許したことについては、与党の皆さんも責任が重大であります。確かに多数決の原理は民主主義の根本原理であります。しかし、そこには常に少数意見の尊重が担保されなければなりません。昨日の倫理選挙特の委員会審議を見ても、提出者の答弁は全く説得力がなく、いたずらに声を荒げるとかいう場面が多々ありました。審議が十分に尽くされていないあかしであります。審議が全くされて初めて少数意見を尊重した多数決の原理が成り立つわけでありますから、多数の横暴と指摘されてもいたし方がないのではないでしょうか。

以上、申し添え、賢明なる議員各位の本決議案に対する御賛同を心からお願い申し上げまして私の提案理由説明を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○東順治君(公明党) 討論の通告があります。順次これを許します。東順治君。(東順治君登壇)

○東順治君(公明党) 公明党の東順治でございます。私は、公明党、自由民主党、保守党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、自由党、共産党、社会民主党・市民連合提出の議院運営委員長藤井孝男君解任決議案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。(拍手)

このたび、衆議院倫理選挙特別委員会で審議が行われた片山虎之助君外四名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は、十月十九日の参議院本会議で可決され、翌二十日の本院議院運営委員会において法案の取り扱いについて採決が行われ、賛成多数で倫理選挙特別委員会に付託されたものであります。

これを受けて、同特別委員会は、二十三日にこ

の法案の趣旨説明と質疑を行ったのを初めとし

き延ばしのためのパフォーマンスは、到底受け入

れられるものではありません。

二十四日に質疑、二十五日は参考人質疑を含む質

疑が肅々と行われ、合計九時間五十一分の審議を終えた後、質疑打ち切りの動議が賛成多数で可決され、採決に至ったものであります。

この決議案の提案理由に、十月五日の本会議で与党提出のいわゆるあっせん利得処罰法案の趣旨説明、質疑を行い、野党提出の対案については、本会議質疑を省略して特別委員会に付託したが、今日に至るまで全く審議されていないと批判しております。しかし、これは全くおかしな話と指摘にもかかわらず、野党は法案に反対という理由から、事もあろうに、日ごろより公正で民主的な議事運営を心がけていた、また温厚な人柄でもって知られる藤井孝男議院運営委員長を解任するという全く筋の通らない本決議案を提出したのであります。

そもそも野党は、参議院で与党が提出した法案の審議に全く応じないばかりか、衆参両院の審議をボイコットし、異常とも言える国会の状況をつくり出すに至りました。そのため、この審議拒否戦術は厳しい国民の批判を受けることになり、衆議院では一転して審議に応じたものの、なおかつ、審議引き延ばしを図ろうとする意図のためか、既に参議院で可決された法案の対案を、あるうことか、この二十三日になつて衆議院に提出してきたのであります。

私は、こうした根拠のない解任決議案には断じて賛成できません。

委員長の職責は、審議を促進することにありま

す。委員長の円満な議事運営は、いかに民主的な議事運営に努められる委員長であったとしても、円満な人たちがいてこそ初めてなされるものであります。したがつて、意見が対立する案件では、与えられた職権を行使することは当然許されるものでございます。

今国会、七十二日間というまことに短い会期の中で、野党は二十日間にもわたってすべての審議を拒否したために、重要な法案がまさに山積状況でございます。

このような状況下で、藤井議院運営委員長のもと開

そつした流れの中で提出してきたのが、今議題となっている議院運営委員長の解任決議案であります。この決議案の提案理由に、十月五日の本会議で与党提出のいわゆるあっせん利得処罰法案の趣旨説明、質疑を行い、野党提出の対案については、本会議質疑を省略して特別委員会に付託したが、今日に至るまで全く審議されていないと批判しております。しかし、これは全くおかしな話と指摘にもかかわらず、野党は法案に反対という理由から、事もあろうに、日ごろより公正で民主的な議事運営を心がけていた、また温厚な人柄でもって知られる藤井孝男議院運営委員長を解任するという全く筋の通らない本決議案を提出したのであります。

そもそも野党は、参議院で与党が提出した法案の審議に全く応じないばかりか、衆参両院の審議をボイコットし、異常とも言える国会の状況をつくり出すに至りました。そのため、この審議拒否戦術は厳しい国民の批判を受けることになり、衆議院では一転して審議に応じたものの、なおかつ、審議引き延ばしを図ろうとする意図のためか、既に参議院で可決された法案の対案を、あるうことか、この二十三日になつて衆議院に提出してきたのであります。

私は、こうした根拠のない解任決議案には断じて賛成できません。

委員長の職責は、審議を促進することにあります。委員長の円満な議事運営は、いかに民主的な議事運営に努められる委員長であったとしても、円満な人たちがいてこそ初めてなされるものであります。したがつて、意見が対立する案件では、与えられた職権を行使することは当然許されるものでございます。

今国会、七十二日間というまことに短い会期の中で、野党は二十日間にもわたってすべての審議を拒否したために、重要な法案がまさに山積状況でございます。

このような状況下で、藤井議院運営委員長のもと開

催された昨日の議院運営委員会で本日の本会議での法案採決が決定されたことは、極めて当然の措置であり、全く瑕疵のないものでございます。ルールにのっとり、誠心誠意をもって議会運営に当たられ、国政に精魂を傾けられている委員長の気持ちをおもんばかれば、まさにやみ討ちに遭うがごときものでございます。

野党各党は、正しい民主主義の議会ルールに従つて、今後は正々堂々とした言論戦を開拓されんことを強く強く訴えまして、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 工藤堅太郎君。

(工藤堅太郎君登壇)

○工藤堅太郎君 自由党の工藤堅太郎でございます。

私は、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共产党、社会民主党・市民連合を代表して、たゞいま提案されました議院運営委員長藤井孝男君の解任決議案に賛成の討論を行います。(拍手)

まず、自由党の立場から申し上げることをお許しいただきたいと思いますが、これまであらゆる機会を通して申し上げてまいりましたが、私ども自由党は、民主主義というのは多数決であり、与党がルールにのとった上で審議をし、与党の多数により採決を行うことは当然であり、これに異を唱えるものではありません。

しかしながら、それは議会政治のルールにのつたものでなければならぬのが前提であり、その手続を踏むことなしに行われるということがあるならば、それは民主主義の破壊であります。参議院の選挙制度改革については、これまで参議院議長のもとに選挙制度改革協議会が開催をされ、

本年二月二十五日の協議会報告書で、与野党一致して結論が出ていた問題であります。

すなわち、この報告書の結論は、「現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改める」とな

ると抜本的な改革となり、その実現は容易でないことから、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進めることが「なった」というものであります。

自由党は、平成十年十一月十九日に、当時の小渕自由民主党総裁と、我が党の小沢一郎党首との間に、連立政権を樹立する旨の合意書を取り交わしましたが、そのときにあわせて合意した「まことに実行する政策」には、参議院の議員定数を五十人削減するという合意が含まれていたのであります。

直ちに実行する政策には、参議院の議員定数を直ちに実行する政策には、参議院の議員定数を

五十人削減するという合意が含まれていたのであります。

しかし、議院運営委員長の藤井孝男君は、「この我が党の主張に全く耳を傾けませんでした。

十月二十日、藤井孝男君は、野党側が公職選挙

法改正案の本会議における趣旨説明を強く求めたの後、自民党と自由党の参議院の議員代表からそれぞれ、参議院の選挙制度の問題については、参議院議長のもとにある参議院選挙制度改革に関する協議会で与野党が協議を重ねているところであり、その結論を尊重してほしい旨の申し入れがあり、小渕総裁、小沢党首とも、これを当然のこととして受け入れた経緯があつたのであります。議

付託いたしました。

与野党そろっての衆議院での審議冒頭にまず行われたのが、藤井孝男君による

この措置であります。

我々は、公職選挙法改正案を本会議で趣旨説明するか否かは、参議院議長が辞任するという事態まで引き起こした不正常な国会運営を不正常と認めこれを正常な形に戻す姿勢が与党側にあるのかないのかという極めて重要な問題が問われているのであること、選挙制度の改正は議会制民主主義の根本であり、国民が国会議員を選択するルールを改めようとする法案を審議するに当たっては当然のことながら本会議で趣旨説明、質疑が行われるべきものであること、ましてやこの法案は、参

議しない、文句があるなら委員会に出て我々の案を審議しろという与党の姿勢は、議会のルールを土足で踏みにじるに等しい行為だと言わなければなりません。(拍手)

自由党は、今日もなお、参議院選挙制度の問題は、参議院選挙制度改革協議会の報告書を一たん確認し、その上で、各派それぞれ現時点における

意見の交換を一定期間精力的に行い、改めてそれ

ぞの考え方について各派とも精力的に審議を行

い、最終的に結論を得るという手順を踏むべきであります。

しかし、議院運営委員長の藤井孝男君は、「この

我が党の主張に全く耳を傾けませんでした。

十月二十日、藤井孝男君は、野党側が公職選挙

法改正案の本会議における趣旨説明を強く求めたの後、自民党と自由党の参議院の議員代表からそれぞれ、参議院の選挙制度の問題については、参議院議長のもとにある参議院選挙制度改革に関する協議会で与野党が協議を重ねているところであり、その結論を尊重してほしい旨の申し入れがあり、小渕総裁、小沢党首とも、これを当然のこととして受け入れた経緯があつたのであります。議付託いたしました。

与野党そろっての衆議院での審議冒頭にまず行われたのが、藤井孝男君による

この措置であります。

我々は、公職選挙法改正案を本会議で趣旨説明するか否かは、参議院議長が辞任するという事態まで引き起こした不正常な国会運営を不正常と認めこれを正常な形に戻す姿勢が与党側にあるのかないのかという極めて重要な問題が問われているのであること、選挙制度の改正は議会制民主主義の根本であり、国民が国会議員を選択するルールを改めようとする法案を審議するに当たっては当然のことながら本会議で趣旨説明、質疑が行われるべきものであること、ましてやこの法案は、参

議院において選挙制度特別委員会の委員を議長職

ない、文句があるなら委員会に出て我々の案を審議しろという与党の姿勢は、議会のルールを土足で踏みにじるに等しい行為だと言わなければなりません。(拍手)

自由党は、今日もなお、参議院選挙制度の問題は、参議院選挙制度改革協議会の報告書を一たん確認し、その上で、各派それぞれ現時点における意見の交換を一定期間精力的に行い、改めてそれぞの考え方について各派とも精力的に審議を行い、最終的に結論を得るという手順を踏むべきであります。

しかし、議院運営委員長の藤井孝男君は、「この我が党の主張に全く耳を傾けませんでした。

十月二十日、藤井孝男君は、野党側が公職選挙法改正案の本会議における趣旨説明を強く求めたの後、自民党と自由党の参議院の議員代表からそれぞれ、参議院の選挙制度の問題については、参議院議長のもとにある参議院選挙制度改革に関する協議会で与野党が協議を重ねているところであり、その結論を尊重してほしい旨の申し入れがあり、小渕総裁、小沢党首とも、これを当然のこととして受け入れた経緯があつたのであります。議付託いたしました。

与野党そろっての衆議院での審議冒頭にまず行われたのが、藤井孝男君による

この措置であります。

我々は、公職選挙法改正案を本会議で趣旨説明するか否かは、参議院議長が辞任するという事態まで引き起こした不正常な国会運営を不正常と認めこれを正常な形に戻す姿勢が与党側にあるのかないのかという極めて重要な問題が問われているのであること、選挙制度の改正は議会制民主主義の根本であり、国民が国会議員を選択するルールを改めようとする法案を審議するに当たっては当然のことながら本会議で趣旨説明、質疑が行われるべきものであること、ましてやこの法案は、参

議院において選挙制度特別委員会の委員を議長職

權を理由に強行指名するという衆参の議会史上初めてという暴挙を行つた上で、与党側が強引に特別委員会を設置し、与党だけで一方的に審議を進め、野党抜きで可決して衆議院に送付されたもの

であり、選挙のルールを定めた法案をこのようにルールを無視して可決したことについて、本会議の場において提案者の意見をただすこと

ことであると主張したのであります。藤井孝男君は、この我が党の意見を無視し、当然のことの

ように議院運営委員会で採決をし、当然のことの

ことであると主張したのであります。

こればかりではありません。参議院選挙制度をめぐる与党の暴挙によって国会が不正常な状態になっているのにもかかわらず、藤井委員長は、与

党側の意見を入れて、一方的に議院運営委員会を開催し、本来野党を含めた本会議で趣旨説明を求めるべき重要法案であるあっせん利得処罰法案、少年法改正案、健康保険法改正案、医療法改正案、警察法改正案などを野党抜きで本会議にかけ、あるいは本会議質疑を省略して、次々と委員会に強行付託したのであります。

昨日の政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会は、とても正常な状態で行われた採決と言えるものではありませんでした。衆議院での質疑は、参考人に対する質疑を含め、与野党合わせてもわずかに九時間五十分、納得のいく議論をした上で多数をもって採決するならばやむを得ない措置でありますが、これまでの審議は、到底納得のいく質疑時間だったというわけにはいきません。

過去の例を見ても、衆議院に小選挙区比例代表

制を導入する公選法改正案を審議した第百二十八回国会では、衆議院では百二十九時間三十七分の審議が行われており、参議院でも、衆議院の選挙制度のこととはいえ、八十一時間七分の審議時間を確保しております。それを、わずかに九時間五十分であります。

国民の代表を決める選挙制度、とりわけ選び方の仕組みそのものを変える法案の審議には、幾ら与党といえども、少なくとも常識的な質疑時間を確保することを認めるのが議会政治の当然のようであります。

しかしに、この常識に反し、与党の推薦で出席した参考人の方からもざらに審議を深めるべきであるとの意見が述べられ、また、投票用紙の問題、ボスターの問題、立会人の問題等々十分論議することなしに、ましてや野党議員の質問中に然の特別委員会での強行採決が行われたのであります。

野党は、当然のことながらこの暴挙に抗議し、直ちに四野党国会対策委員長が議長に対し議案を委員会に差し戻すよう申し入れたのであります。ところが、藤井孝男君は、議長への野党側の重要な申し入れを知りながら、特別委員会で強行採決した案件を再び議院運営委員会の場で強行採決するという、暴挙に暴挙を重ねた、暴挙の上塗りをしたのであります。

もはや我々は、このような委員長に公正無私であるべき大切な議院運営委員会の委員長としての職責をゆだねてまいるわけにはまいりません。政治は国民のものであります。このようなやり方で、民主主義を日本社会に定着させることはできません。私ども野党四党は、自民党を初め与党

のこの暴挙に断固抗議し、藤井孝男君の解任決議案の賛成討論を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参考氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(綿貫民輔君) 投票漏れはありませんか。

——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参考投票を計算)

○議長(綿貫民輔君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

投票総数 四百六十五
可とする者(白票) 百八十八
否とする者(青票) 二百七十七

(拍手)
〔事務総長報告〕
藤井孝男君解任決議案は否決されました。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 右の結果、議院運営委員長藤井孝男君解任決議案は否決されました。(拍手)

赤松広隆君外七名提出議院運営委員長藤井孝男君解任決議案を可とする議員の氏名
安住 淳君 阿久津幸彦君
赤松 広隆君 荒井 聰君
甲君 田中 田並 田中 田中 田並 胤明君

五十嵐文彦君	井上 和雄君
伊藤 英成君	玉置 一弥君
家西 悟君	津川 祥吾君
小沢 錠仁君	手塚 仁雄君
大石 正光君	土肥 隆一君
大島 敦君	中澤 健次君
大畠 章宏君	中津川博郷君
奥田 建君	中村 哲治君
鹿野 道彦君	中野 寛成君
鍵田 節哉君	中山 義活君
金田 誠一君	永田 寿康君
川内 博史君	長浜 博行君
菅 直人君	野田 佳彦君
北橋 健治君	葉山 峻君
熊谷 弘君	鳩山由紀夫君
玄葉光一郎君	伴野 豊君
小平 忠正君	肥田美代子君
五島 守君	平野 博文君
後藤 斎君	藤村 秀夫君
今野 東君	前田 雄吉君
佐々木秀典君	日野 市朗君
佐藤謙一郎君	牧 義夫君
鮫島 宗明君	松崎 公昭君
城島 正光君	牧 聰久君
末松 義規君	松原 聖修君
仙谷 由人君	松沢 成文君
田中 甲君	堀込 征雄君
田中 田並	前原 誠司君
田中 田中	田中 誠司君
慶秋君	田中 誠司君

高木 義明君	武正 公一君
玉置 一弥君	樽床 伸一君
津川 祥吾君	筒井 信隆君
手塚 仁雄君	土肥 隆一君
大石 敦君	中澤 健次君
大島 勉君	中津川博郷君
菅 駿君	中村 哲治君
北橋 健治君	中野 寛成君
熊谷 弘君	中山 義活君
玄葉光一郎君	永田 寿康君
小平 忠正君	長浜 博行君
五島 守君	野田 佳彦君
後藤 斎君	葉山 峻君
今野 東君	鳩山由紀夫君
佐々木秀典君	伴野 豊君
佐藤謙一郎君	肥田美代子君
鮫島 宗明君	平野 博文君
城島 正光君	藤村 秀夫君
末松 義規君	前田 雄吉君
仙谷 由人君	牧 義夫君
田中 甲君	松崎 公昭君
田中 田並	松原 聖修君
田中 田中	松沢 成文君
慶秋君	堀込 征雄君

高木 義明君	武正 公一君
玉置 一弥君	樽床 伸一君
津川 祥吾君	筒井 信隆君
手塚 仁雄君	土肥 隆一君
大石 敦君	中澤 健次君
大島 勉君	中津川博郷君
菅 駿君	中村 哲治君
北橋 健治君	中野 寛成君
熊谷 弘君	中山 義活君
玄葉光一郎君	永田 寿康君
小平 忠正君	長浜 博行君
五島 守君	野田 佳彦君
後藤 斎君	葉山 峻君
今野 東君	鳩山由紀夫君
佐々木秀典君	伴野 豊君
佐藤謙一郎君	肥田美代子君
鮫島 宗明君	平野 博文君
城島 正光君	藤村 秀夫君
末松 義規君	前田 雄吉君
仙谷 由人君	牧 義夫君
田中 甲君	松崎 公昭君
田中 田並	松原 聖修君
田中 田中	松沢 成文君
慶秋君	堀込 征雄君

高木 義明君	武正 公一君
玉置 一弥君	樽床 伸一君
津川 祥吾君	筒井 信隆君
手塚 仁雄君	土肥 隆一君
大石 敦君	中澤 健次君
大島 勉君	中津川博郷君
菅 駿君	中村 哲治君
北橋 健治君	中野 寛成君
熊谷 弘君	中山 義活君
玄葉光一郎君	永田 寿康君
小平 忠正君	長浜 博行君
五島 守君	野田 佳彦君
後藤 斎君	葉山 峻君
今野 東君	鳩山由紀夫君
佐々木秀典君	伴野 豊君
佐藤謙一郎君	肥田美代子君
鮫島 宗明君	平野 博文君
城島 正光君	藤村 秀夫君
末松 義規君	前田 雄吉君
仙谷 由人君	牧 義夫君
田中 甲君	松崎 公昭君
田中 田並	松原 聖修君
田中 田中	松沢 成文君
慶秋君	堀込 征雄君

官報(号外)

平成十二年十月二十六日

衆議院会議録第七号

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案

否とする議員の氏名

工藤堅太郎君	塩田晋君	鈴木淑夫君	武山百合子君	土田龍司君	中塚一宏君	樋高剛君	藤島正彦君	山田正彦君	石井郁子君	大幡基夫君	木島日出夫君	穀田恵二君	吉井英勝君	瀬古由起子君	春名眞章君	藤木洋子君	矢島恒夫君	志位和夫君	木島由起子君	穀田恵二君	大幡基夫君	木島日出夫君	穀田郁子君	大幡基夫君	木島日出夫君	山田正彦君	石井樋高君	藤島樋高君	中塚樋高君	樋高君
--------	------	-------	--------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-----

菅原喜重郎君	佐藤公治君	高橋嘉信君	伊吹嘉信君	石原伸晃君	今村要三君	石原要三君	西村眞悟君	赤嶺裕久君	山岡賢次君	西村眞悟君	赤嶺裕久君	西村眞悟君																		
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

麻生太郎君	荒井広幸君	伊吹広幸君	石原伸晃君	今村要三君	石原要三君	西村眞悟君	赤嶺裕久君	山岡賢次君	西村眞悟君	赤嶺裕久君	西村眞悟君																		
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

甘利明君	伊藤公介君	池田行彦君	石破茂君	岩倉稻葉君	岩永博文君	植竹繁雄君	高峰大和君	坂井行彦君	佐藤靜雄君	佐藤勉君	佐藤章君	河野洋平君	河野太郎君	高村正彦君	左藤後藤田正純君	左藤後藤田正純君	佐藤後藤田正純君														
------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

古賀誠君	西川京子君	西田司君	西田正暉君																											
------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	------	-------

古賀正浩君	西川公也君	西野あきら君	西野廣務君	西野聖子君	西野聖子君	西野廣務君	西野芳成君	西野芳成君	西野浩基君																					
-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

中山利生君	中山正暉君	中山仲村	中山成彬君	西川正暉君																										
-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

中山成彬君	仲村正治君	仲村雄哉君	丹羽成彬君	西川公也君	西野あきら君	西野廣務君																								
-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

官報(号外)

持永 和見君	茂木 敏充君	森 喜朗君	森田 健作君
森 一君	八代 英太君	保岡 興治君	柳本 卓治君
山崎 拓君	吉川 山本	谷津 伯夫君	柳澤 俊一君
吉野 正芳君	吉野 正彦君	粟屋 敏信君	小泉 龍司君
渡辺 具能君	喜美君	西川太一郎君	松浪健四郎君
赤羽 一嘉君	井上 启一君	柿澤 弘治君	中村喜四郎君
渡辺 喜美君	上田 康幸君	藤波 孝生君	
河上 石井	太田 昭宏君		
北側 一雄君	河上 要雄君		
齊藤 鉄夫君	太田 雄一君		
白保 台一君	河合 正雄君		
高木 阳介君	神崎 武法君		
福島 博義君	久保 哲司君		
西 順治君	正智君		
樹屋 敬悟君	坂口 力君		
山名 靖英君	谷口 隆義君		
宇田川 芳雄君	東 丸谷		
上川 陽子君	冬柴 鐵三君		
近藤 基彦君	恭之君		

望月 義夫君	森 増原	森 幸三君	森田 健作君
森 喜三君	森 增原	海部 俊樹君	井上 喜一君
森岡 正宏君	森岡 二階	野田 純君	小池百合子君
森山 真弓君	森山 俊博君	柳澤 伯夫君	西川太一郎君
谷津 義男君	山口 俊一君	柳澤 伯夫君	松浪健四郎君
柳澤 伯夫君	山中 貞則君	小泉 龍司君	柿澤 弘治君
柳澤 伯夫君	吉川 有二君	藤波 孝生君	中村喜四郎君
柳澤 伯夫君	吉野 正芳君		
柳澤 伯夫君	渡辺 具能君		
柳澤 伯夫君	赤羽 一嘉君		
柳澤 伯夫君	井上 義久君		
柳澤 伯夫君	石井 啓一君		
柳澤 伯夫君	上田 勇君		
柳澤 伯夫君	江田 康幸君		
柳澤 伯夫君	太田 昭宏君		
柳澤 伯夫君	河上 要雄君		
柳澤 伯夫君	神崎 武法君		
柳澤 伯夫君	久保 哲司君		
柳澤 伯夫君	正智君		
柳澤 伯夫君	坂口 力君		
柳澤 伯夫君	谷口 隆義君		
柳澤 伯夫君	東 丸谷		
柳澤 伯夫君	冬柴 鐵三君		
柳澤 伯夫君	恭之君		

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律
案(參議院提出)
○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公職選挙法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関する特別委員長自見庄三郎
君。

政党は当選人となるべき順位を付さない名簿を
届け出るものとし、選挙人は名簿登載者の氏名ま
たは政党の名称を自書することといたしております。
当選人の決定につきましては、政党ごとに個人
名及び政党名の得票数を合算した得票数に基づき
各政党の当選人の数を定めるものとし、各政党に
おける当選人となるべき順位は、その得票数の多
い者から定めることとしております。

第三に、非拘束名簿式の導入に伴い、名簿登載
者に対し一定の選挙運動を認めるものとし、これ
に伴い、いわゆる連座制を適用することとしてお
ります。

なお、本案は、公布の日から起算して二十日を
経過した日から施行するほか、適用区分等につい
て所要の措置を講ずることとしております。

○自見庄三郎君 ただいま議題となりました公職
選挙法の一部を改正する法律案について、政治倫
理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会
における審査の経過及び結果を御報告申し上げま
す。

本案は、国民の政治意識が多様化する中、參議
院の独自性を發揮するため、參議院比例代表選出
議員の選挙を現行の拘束名簿式から非拘束名簿式
に改めるとともに、參議院議員の定数を削減しよ
す。

本案は、国民の政治意識が多様化する中、參議
院の独自性を發揮するため、參議院比例代表選出
議員の選挙を現行の拘束名簿式から非拘束名簿式
に改めるとともに、參議院議員の定数を削減しよ
す。

質疑では、本案提出に至る経過、個人名投票が
政党の得票となつて議席が配分されることとの可
能性について質問されました。

本委員会では、二十三日提案理由を聴取した
翌二十日本委員会に付託となりました。

本委員会では、去る十月十九日參議院から提出され
た本院議席を得て以来、國民と議會とを
結ぶ選挙制度こそ民主主義の基本であるとの考え方
から取り組んでまいりました。衆參の定数は正、
衆議院の小選挙区比例並立制、參議院全國区制を
採用する問題、選挙の公営化、政治資金規正法の強化など、數々の改革に関
与してまいりました。

今振り返ってまいりますと、今回の非拘束名簿
への改正は、来年七月の參議院選挙を控え、拉致
三国発見説、中川スキャンドル、K S Dと、三點
セットに支持率が低下を続けております森内閣を
支える与党三党的断末魔のあがきとしか私は見
えません。選挙制度を変えないと勝てないので
しょうか。このような強引な政治手法を続けるな
らば、政治はますます國民から離れ、与党三党は

うとするものであります。

その主な内容を申し上げます。

第一に、參議院議員の定数を現行の三百五十二
人から十人を削減して二百四十一人とし、その内

訳は、比例代表選出議員を百人から四人減じて九
十六人に、選挙区選出議員を五百十二人から六人
減じて百四十六人になるといたしておりま
す。

第二に、參議院比例代表選出議員の選挙を非拘
束名簿式比例代表制とすることであります。

政党は当選人となるべき順位を付さない名簿を
届け出るものとし、選挙人は名簿登載者の氏名ま
たは政党の名称を自書することといたしておりま
す。

同質疑を終了し、採決の結果、本案は賛成多
数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 討論の通告があります。順
次これを許します。佐藤觀樹君。

○佐藤觀樹君 私は、民主党・無所属クラブを代
表して、ただいま御報告がございました參議院選
挙制度に関し、与党三党による改正案に反対の討
論をいたします。(拍手)

私は、本院議席を得て以来、國民と議會とを
結ぶ選挙制度こそ民主主義の基本であるとの考え方
から取り組んでまいりました。衆參の定数は正、
衆議院の小選挙区比例並立制、參議院全國区制を
採用する問題、選挙の公営化、政治資金規正法の強化など、數々の改革に関
与してまいりました。

今振り返ってまいりますと、今回の非拘束名簿
への改正は、来年七月の參議院選挙を控え、拉致
三国発見説、中川スキャンドル、K S Dと、三點
セットに支持率が低下を続けております森内閣を
支える与党三党的断末魔のあがきとしか私は見
えません。選挙制度を変えないと勝てないので
しょうか。このような強引な政治手法を続けるな
らば、政治はますます國民から離れ、与党三党は

墓穴を掘っていくことを冒頭申し上げ、以下、三點に絞って本改正案に反対の理由を申し上げます。

その第一は、国民の代表たる国会議員の身分にかかる重大な案件を、与党は次々と議会制民主主義のルールを踏み倒し、与野党で今日まで積み上げてきた議論を全く無視し、强行に強行を重ねてきた姿勢そのものであります。

参議院は、議長のもとに、昨年六月、参議院選挙制度改革に関する協議会を設置し、与野党で協議を重ねてきました。本年一月二十五日まで至つて、現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改めるとなると抜本的な改革となり、その実現は容易でないことから、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進めることになったのであります。つい八カ月前のことです。

その後、六月には衆議院選挙で民主党が大幅に議席を伸ばし、このままでは来年の参議院選挙で自公保の過半数割れが必至だと危機感を抱いたのでしょう、参議院自民党の青木幹事長が言うように、自民党は比例選挙で獲得した票が小選挙区よりも八百万票も少ないことに恐怖感を覚えたのでしょう、久世金融再生委員長の党費立てかえ問題を選挙制度論にすりかえ、国会に突如与党三党が提出してきたのがこの非拘束名簿式比例代表制であります。この動機の不純さが、異例続きだった国会迷走の始まりであります。

まず、与党は、参議院の特別委員会の設置を行し、さらに議長職権で委員を任命するという前代未聞の挙に出たのであります。そして、与党のみで審議することわずか四日、委員会強行採決、

点に絞って本改正案に反対の理由を申し上げます。

その第一は、国民の代表たる国会議員の身分にかかる重大な案件を、与党は次々と議会制民主主義のルールを踏み倒し、与野党で今日まで積み上げてきた議論を全く無視し、强行に強行を重ねてきた姿勢そのものであります。

参議院は、議長のもとに、昨年六月、参議院選挙制度改革に関する協議会を設置し、与野党で協議を重ねてきました。本年一月二十五日まで至つて、現行の拘束名簿式比例代表制の仕組みそのものを改めるとなると抜本的な改革となり、その実現は容易でないことから、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進めることになったのであります。つい八カ月前のことです。

その後、六月には衆議院選挙で民主党が大幅に議席を伸ばし、このままでは来年の参議院選挙で自公保の過半数割れが必至だと危機感を抱いたのでしょう、参議院自民党の青木幹事長が言うように、自民党は比例選挙で獲得した票が小選挙区よりも八百万票も少ないことに恐怖感を覚えたので

ます。明らかに、言論の府たる国会、議会制民主主義を冒瀆、破壊するものであります。

反対する第二の理由は、非拘束比例制が、あの悪評高かった全国区の再来であるということであります。

戦後から昭和五十七年まで行われました全国区制は、すさまじい金権選挙、企業ぐるみ選挙、役所ぐるみ選挙を生み出し、国民の怨嗟の的となつたのであります。言うまでもなく、選挙区は北海道から沖縄までと日本国じゅうですから、選挙の道の事前運動に、ポスター、パンフレット、はがき、電話、遊説、事務所費など膨大にかかり、十数九落、つまり十億円かけば当選するが九億円では落選すると、今から十七年前にも言われておったのであります。

そもそも、与党は、民主主義の土壤を築く国会構成のルールづくりの問題を、十分に議論を尽くす気持ちも余裕も毛頭持ち合わせていないと断ぜざるを得ません。

ましてや、我々の考え方を明確にして議論を深めるために、民主党は対案を提出しております。しかししながら、与党は、自分たちの非拘束名簿に対する自信のなさを裏づけるように、対案を委員会におろさず、議論の場に付することを阻んだのであります。

そこで、審議打ち切り、採決に及んだのであります。明らかに、言論の府たる国会、議会制民主主義を冒瀆、破壊するものであります。

反対する第三の理由は、この非拘束制は、全国区よりももっと悪い欠陥を持った、票の横流しが行われる制度だということであります。ここに提案者のねらいがあります。

与党案では、候補者の個人票も政党票にカウントされますので、得票数の少なかった候補者は、結果として得票の多い候補者から票の横流し、お

候補者に割り当てられた業界、企業、役所などは、運動の結果が票数にはっきりとあらわれますので、与党の締めつけの中、補助金と引きかえに従業員に強制し、票集めに狂奔させたのであります。

本院においても、ようやく本格的議論の緒についた昨日、わずか三日間の審議で暴力的に打ち切り、採決の強行を図る愚行に出ました。

そもそも、与党は、民主主義の土壤を築く国会構成のルールづくりの問題を、十分に議論を尽くす気持ちも余裕も毛頭持ち合わせていないと断ぜざるを得ません。

また、候補者が個人票の多い順に当選していくのですから、当然、同じ党内の候補者よりも一票でも多くとなるように、金をかけ、業界、企業、役所を補助金をえさに締め上げ、自民党名簿にある候補者の票獲得にハッパをかけさせる選挙にならざるを得ません。いや、むしろ、このために制度を変えるのであります。

提案者は、有権者に顔が見える選挙になるといふべきですが、候補者に横流しするためには、投票の少なかつた候補者に横流し、上積みされることがあります。つまり、実際には顔が全く見えなかつた候補者でも、票の横流し、おこぼれの結果、選ばれた参議院議員として結果となります。

つまり、実際には顔が全く見えなかつた候補者でも国民党が選ばなかつた候補者でも、票の横流し、おこぼれの結果、選ばれた参議院議員として結果となります。

つまり、実際には顔が全く見えなかつた候補者でも国民党が選ばなかつた場合、前に申し上げた票の横流しによって議席を得た議員も当然当選無効にするのが国民の素直な実感であります。このような欠陥は、政党名簿に登載された個人名はすべて政党得票にするという、制度になつてゐるのであります。

また、大量得票者が買収などを行ひ、あるいは連座制にかかるて当選無効になつた場合、前に申し上げた票の横流しによって議席を得た議員も当然当選無効にするのが国民の素直な実感であります。このように、政党の得票と読みかえておりません。このような欠陥は、政党名簿に登載された個人名はすべて政党得票にするという、制度になつてゐるのであります。

以上の如きを削る選挙で自制などはとても考えられません。全く選挙実態として全国区選挙の復活であり、金権、企業ぐるみ、役所ぐるみの選挙に有権者が顔を背けたくなるような選挙になることは、火を見るよりも明らかであります。

反対する第三の理由は、この非拘束制は、全国区よりももっと悪い欠陥を持った、票の横流しが行われる制度だということであります。ここに提案者のねらいがあります。

与党案では、候補者の個人票も政党票にカウントされますので、得票数の少なかった候補者は、結果として得票の多い候補者から票の横流し、お

すそ分けにあづかる制度になつてゐます。例えば、自民党に三百万票をとった人がいたといたします。全国区制度はその人一人しか当選できません。非拘束名簿では、今おおよそ七十五万票で一議席が得られますので、ほぼ四人分となります。個人に投じた票が政党の議席をふやす結果となります。

五万票で一議席が得られますので、ほぼ四人分となります。個人に投じた票が政党の議席をふやす結果となります。

すそ分けにあづかる制度になつてゐます。例えば、自民党に三百万票をとった人がいたといたします。全国区制度はその人一人しか当選できません。非拘束名簿では、今おおよそ七十五万票で一議席が得られますので、ほぼ四人分となります。個人に投じた票が政党の議席をふやす結果となります。

すそ分けにあづかる制度になつてゐます。例えば、自民党に三百万票をとった人がいたといたします。全国区制度はその人一人しか当選できません。非拘束名簿では、今おおよそ七十五万票で一議席が得られますので、ほぼ四人分となります。個人に投じた票が政党の議席をふやす結果となります。

いましたように、全くそういうことは一顧だにいたしませんでした。国民の皆さんには、この与党案の欺瞞を見抜けぬほど愚かではありません。

民主党は、今後とも国民の皆さんのが先頭に立て、来年の参議院選挙を勝利して、日本の民主主義を守り発展させることを表明し、かつ国民、国益のためにならない森内閣の一日も早い退陣を求めて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 小林興起君。

〔小林興起君登壇〕

○小林興起君 自由民主党の小林興起でござります。

私は、自由民主党、公明党、保守党を代表し

て、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論をいたします。(拍手)

二十一世紀を目前に控え、歴史の大きな転換期にある今日、参議院が、長期的視野のもと、個々の議員の見識を發揮し新たな國づくりに向けた基本課題に取り組むことが強く望まれております。そのため、今がまさに参議院にふさわしい選挙制度改革への転機であります。

参議院の選挙制度につきましては、昭和五十七

年に拘束名簿式比例代表制が導入されましたが、候補者の顔の見えない選挙、過度の政党化の進展、政党の行う順位づけが有権者にとってわかりにくいといった批判がなされ、その導入以来、各方面において絶えず改革の論議がなされてきたところであります。

今日、国家の重大課題が山積し国民の政治意識が多様化する中、国民の多元的な意思を政治に反映し参議院の独自性を十分に發揮するために、選

挙制度の改革はもはや先送りできないのであります。この時期を逃すと改革が四年後になることを考慮し、国民に対し責任を負うべき与党といたしましては、これ以上改革を先延ばすことなくこれに真正面から取り組み、ここに現行の拘束名簿式から非拘束名簿式に改める改革を決断するに至ったのであります。

賛成の第一の理由としては、非拘束名簿式比例代表制は、選ぶ側にとっても選ばれる側にとってもわかりやすく、最も適切な選挙制度となること

であります。

すなわち、非拘束名簿式比例代表制は、今までと異なり候補者個人の選挙活動が行われ個人名の投票が選択できるので、有権者にとって候補者の顔の見える選挙となります。また、当選順位が個人名票の獲得順で決定されるので、有権者、候補者双方にとってわかりやすくなり、さらに当選者は、全国の選挙民との結びつきが強くなるので、それを踏まえた議員活動により参議院の独立性の發揮に寄与できることになります。

賛成の第二の理由としては、選挙運動が過重なものとならないよう十分工夫されていることでもあります。

そのたまに参議院にふさわしい選挙制度改革への転機であります。

そのたまに参議院にふさわしい選挙制度につきましては、昭和五十七年に拘束名簿式比例代表制が導入されました。候補者の顔の見えない選挙運動が過重なものとならないよう十分工夫されていることでもあります。

そのたまに参議院にふさわしい選挙制度につきましては、昭和五十七年に拘束名簿式比例代表制が導入されました。候補者の顔の見えない選挙運動が過重なものとならないよう十分工夫されていることでもあります。

した参議院議員の定数を十名削減することについて、この法案に改めて盛り込み、国会がみずからも考慮し、国民に対し責任を負うべき与党といたましては、この法案に改めて盛り込み、国会がみずからも改革を行なうべきとの国民の強い要望にこたえることになるからであります。

野党が法案反対の根柢として挙げている参議院における協議会報告は、実務者から成る協議会が、その議論を整理して、ことし一月に各会派代表者懇談会においては報告したものにすぎません。その後、参議院各会派の最終合意の場である各会派代表者懇談会においては何もまとまらなかつたにもかかわらず、この協議会報告を各会派間の合意と一方的に位置づけて与党の改革案がそれに反するというのでは、反対のための主張にはかなりません。

私は賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 塩田晋君。

〔塩田晋君登壇〕

○塩田晋君 私は、自由党を代表して、ただいま提案されています公職選挙法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭申し上げたいことは、今回の非拘束名簿式比例代表制の導入法案は、国民的世論を踏まえたものではありません。それどころか、国民から厳しい批判を受けた自民党の前金融再生委員長の党費立てかえ問題、すなわち自民党の金権体質を隠し、また、本年六月、衆議院総選挙における与党の苦戦の結果を見て、与党側に有利に選挙制度、すなわち選挙ルールを一方的に改変するという、まさに自民党の党利党略以外の何物でもない、全く国民を無視した行為であるということであります。

最後に、倫理選挙特別委員会は九月二十一日設置され、十月五日以降十月十九日までの間、理事会十回、委員会四回がセッテツされ野党の出席を丁寧に呼びかけましたが、残念ながらただの一度も野党の出席は得られませんでした。

かくて野党が重要法案が山積する今国会の審議を拒否した結果、いたずらに貴重な時間が空費されたことも指摘しておかなければなりません。

また、倫理選挙特別委員会において、野党から引き続き本法案の審議を行うべきとの主張がありましたが、野党の質問は同じ趣旨の質問を繰り返すばかりであり、委員会において採決が行われた

(号) 報外

るものであり、憤然とせざるを得ません。
 そもそも参議院制度改革については、昨年六月に参議院において、参議院各派代表懇談会のもとに設置された参議院選挙制度改革に関する協議会で協議を重ね、その結果、本年二月、比例代表選挙区については現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提とする等の趣旨が報告書に明記され、その結論をもとに協議を続けていたものであります。

協議会の結論は最も尊重すべき議会ルールに沿った話し合いの結論であり、参議院制度改革に関する協議会がそれほど重要な議論を行っていたにもかかわらず、問答無用と全く別の内容の法案を提出してこれまでの協議会の議論を踏みにじつた与党の姿勢は、議会制民主主義のルールを逸脱する行為として断固糾明されなければなりません。

与党は、唐突にも、与党内でのさしたる検討もないまま、また各党間の協議も約束も全く無視し、参議院の比例代表区における非拘束名簿式の導入を主張し、今臨時国会の参議院における特別委員会の強引な設置を皮切りに、参議院における与党単独での強行採決、衆議院倫理選挙特別委員会での強行採決を行つたのであります。

およそ公職選挙法は、与野党会派を初め有権者等関係者とのともに守るべきルールを定めるものであり、その改変については、大方の合意がなければ公正な選挙となり得ません。ところが、問答無用の今回との与党の行為は、強引とも言える一方的なルール変更の憲政史上まれに見る暴挙であり、民主主義の自殺行為であると断定せざるを得ません。(拍手)

我が党は、何も審議しないと言つてはいたのではありません。一人のとつた得票が何人分にも力ありません。選挙制度に絶対というものはありませんが、とともに審議を尽くさず、法案の内容が十分に設置された参議院選挙制度改革に関する協議会で協議を重ね、その結果、本年二月、比例代表選挙区制度で問題にされた、選挙運動に金がかかる、候補者の肉体的負担が余りにも大き過ぎるというることは問題ではないかななど、議論すべき点が多くあります。それでも、与党がどうしても、参議院選挙制度改革に関する協議会で一たん合意したことを破棄してでもこの制度を導入したいといふのであれば、改めて議長のもとで協議会を開き、報告書合意の時点に立ち戻って、精力的に議論を行うように自由党は主張したのであります。

公党であれ一般社会の契約であれ、お互いの束を勝手に破るのでは、社会は成り立たません。まして、議会政治で与党が平然と信義を破つたことは、日本の議会制民主主義の權威を失墜させ、国民の良識ある信託を踏みにじる行為であります。もし与党が、このまま、道理を踏みにじつて民主主義のルールを無視したままこの法案を成立させるのであれば、与党は完全に国民の信頼を失い、より一層の政治不信を生み、凋落するであろうことは言うまでもありません。政治の基本である民主主義のルールを定める法律がこのよ

うに強引に約束を破つて強行採決を行つたのであります。第一に、その本質は、さきに触れたように、与党がそうまでして強引に採決を急いだ非拘束名簿式比例代表制という案は、一体何なのであります。第二に、その結果、有名人を名簿に載せれば、国民党自身の腐敗体質を選挙制度の問題にすりかえて国民の目をこまかうという、卑劣きわまりない動機に基づくものであります。

第一に、その結果、有名人を名簿に載せれば、国民党の得票が、いわゆる票の横流し、移譲によって政党の得票にカウントされ、その政党の政策、主張とは無関係に政党の得票として認められるとい

う、前代未聞、世界に例のない制度となっているのであります。一人のとつた得票が何人分にも力があります。ウントされてしまうという、およそ民主主義とは、まともに審議を尽くさず、法案の内容が十分に知らされないまま、与党三党が議会制民主主義を破壊する暴挙に次ぐ暴挙を重ね今強行成立させられようとしていることに、満身の憤りを込めて反対の討論を行います。(拍手)

反対理由の第一は、議会制民主主義を破壊する第三に、かつて錢酷区と酷評された参議院全国区制度で問題にされた、選挙運動に金がかかる、候補者の肉体的負担が余りにも大き過ぎるという重要な問題を抱えた制度が、また復活しようとしているのであります。

そもそも選挙制度は、主権者である国民が、どのような方法、どのような手段でみずから代表を選ぶのかを定める、国民の参政権の根本に関する問題であり、国会という議会政治の土俵を決める問題です。この議会制民主主義の根幹にかかわる問題を与党が数の力で一方的に処理するなどとすることは、断じて許されません。

ところが、与党三党は、参議院における暴挙に統いて衆議院においても、全野党が一致して要求した本会議趣旨説明、質疑を拒否し、一方的に法案の委員会付託を強行し、三日間、わずか十時間弱で審議を打ち切り、委員会採決を強行したのであります。このよくな与党の数の横暴がまさり通れば、およそ議会政治は成り立ちません。

憲政史上、前例のないルール破りの始まりは、当面は現行の拘束名簿式比例代表制を維持することを前提として議論を進めるという参議院における全会派で確認した合意を与党が一方的に覆し、突如として、議員の定数削減を伴う非拘束名簿式法案を持ち出してきたことがあります。今国会冒頭から、与党だけで一方的に法案審議なるものを推し進め、与党単独では採決しないという斎藤十郎参議院議長を辞任に追い込んでまで参議院通過を図つたものです。このルール破りに、すべての

○児玉健次君登壇)

(児玉健次君登壇)

私は、日本共産党を代表して、選

官 報 (号) 外

野党が、国会全体の問題として抗議したのは当然であり、国民世論も、与党の横暴を厳しく批判したのであります。

参議院では野党の質疑を一切受けないという異常な状態で衆議院に回ってきた本法案であるからこそ、本院においては、徹底審議で国民にその問題点を明らかにすべきでした。そこにこそ二院制の意義があります。

反対の第一の理由は、自民党が非拘束式を持ち出した唯一最大の根拠が、党名を書く今の制度のままでは自民党には勝ち目がないという党利党略から出発していることです。

また、総選挙直後に問題になつた久世金融再生委員会委員長・参議院議員のやみ献金による党費立てかえ問題、自民党の村上正邦参院会長をめぐるKSD疑惑で露呈した自民党的金権腐敗体質を反省するどころか、疑惑解明にふたをして選挙制度にすりかえる暴挙を、国民は決して許しません。

以下、法案に反対する理由を述べます。

与党が持ち出した非拘束名簿式なる制度は、選挙制度として根本的欠陥を持つものです。

審議の過程で明らかになつた最大の問題は、有権者が候補者個人の名前を書いて投じた票をその所属政党の得票に読みかえて集計し、議席を分配することです。これによって、タレント候補や有名人が大量得票すれば、それはそっくりその所属政党の得票となり、有権者の意思とは無関係にゼネコンの利益代表や官僚候補に振り分けられ、まさに票が横流しされて、民意が著しくゆがめられるのであります。

候補者名を自書して投じた票をどうして政党の

得票と読みかえることができるのか、この核心となる問題について、提案者は最後までまともに答えることができませんでした。提案者が政党を第一義的に選ぶ比例代表制だと幾ら繰り返しても、候補者名を書いて投じた票を政党の得票に読みかえてよいという理由にはなりません。

比例代表制は政党を選択する選挙であり、有権者の政党への支持を鏡のようにそのまま議席に反映する最も民主的な選挙制度です。ところが、候補者名での投票を政党の得票に読みかえたのは、比例代表制の根幹を全くゆがめてしまいま

提案者は北欧諸国などで非拘束名簿式が実施されていると言いますが、これらの諸国では投票用紙に印刷された政党名簿への投票を基本とし、候補順位の選択も可能としているものであって、さまざまなバリエーションはありますが、政党名簿への投票という点は共通しています。与党案の

ように、投票用紙に候補者の名前を書いて投じた票を無限に政党の得票に読みかえる比例代表制など、世界のどこにも存在していないことが審議で明らかになりました。(拍手)

三日間の審議で、連座制の適用によってある候補が当選無効となつても、その票の助けをかりて別の候補が繰り上げ当選するという致命的な欠陥が明らかになりました。買収選挙で議席を得た候補者が連座制によって当選無効となつても、横流しされた票は生き続けるといふとんでもない事態が生じます。これは個人への投票を政党の得票に読みかえることからくる根本的な欠陥であります。

この欠陥をそのままにして法案を強行することは許されません。

非拘束名簿式では選挙運動が候補者中心で行われるであろうことは、個人名得票の多寡によって当落が決まる仕組みから容易に想定されます。ポスターの枚数、宣伝カーの台数、いずれでも、候補者個人用のものが政党のものよりは圧倒的に多量に設定されており、政党よりも候補者個人が選挙運動の前面に出た選挙になることは明らかです。

その結果、名簿登載候補者による党内の順位争いが激化し、旧全国区制の金がかかる弊害が復活するばかりか、業界団体との癒着や利益誘導型選挙を一層横行させるものになることは必至です。

久世問題 KSD事件で自民党的金権立党が問題になつていますが、今、自民党は引き続き、比例名簿登載候補者には二万人入党員と党費集めを義務づけており、自民党は既に業界代表を第一次公認候補に決定し、走り出しているではありませんか。まさに業界ぐるみの金権選挙が始まっています。断じて容認できません。

最後に、主権者国民は、国会の歴史でかつてない暴挙による参議院選挙制度改悪の強行を決して許さず、来年の参議院選挙において、このような暴挙を繰り返した自民党、公明党、保守党の三党に対して厳しい審判を下すであろうことを確信して、討論を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 今川正美君。
〔今川正美君登壇〕

○今川正美君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました参議院提出、公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

まず最初に、昨日の特別委員会におきまして、

この法案に対し我が党の議員が質問をしている最中に、与党の側から、答弁もないまま、いきなり審議を打ち切って強行に採決をしました。これは正当な採決とは言えず、無効であります。少なくとも、いま一度この法案は特別委員会に差し戻して審議をやり直すのが筋ではないでしょうか。

さて、私が与党案に反対する第一の理由は、選挙制度改革のあり方についてであります。そもそも選挙制度は、主権者である国民の代表を選出するルールであり、議会制民主主義の根幹であります。

しかし、与党は、ことし二月二十五日の参議院各代表者会議における当面現行制度を維持するという合意を一方的に踏みにじる暴挙に出たのです。仮に非拘束名簿方式を導入しようといふのであれば、なぜ改めて参議院の協議会に諮らなかつたのか、いまだに明確な説明はない今までです。

選挙制度は、各政党の合意と一致を基本とするはずです。さきの六月の衆議院総選挙では、自民党、公明党、保守党二党は、こうした選挙制度の変更について国民に一切公約をせず、選挙が終わってから、その結果が悪かったものだから慌てふためいて党利党略で強行しようというのは、主権者である国民を無視するそつたやり方は、断じて許されないのであります。(拍手)

反対する第二の理由は、議会制民主主義の否定と立法府の慣習無視であります。

参議院においては、特別委員会の設置を強行し、前代未聞の特別委員の議長指名、さらに与党単独審議の強行、委員会採決の強行、議長あっせ

この拒否、本会議採決の強行と、暴挙に次ぐ暴挙が重ねられ、瑕疵ある法案として衆議院に送付されてきたのであります。私たちは、議会制民主主義を破壊する暴挙に抗議するため、野党四党は抗議の意思を表示するために審議を拒否したのは当然の行為であります。

その後、衆議院での審議に当たり、十分かつ慎重な審議を要求し、約束し合ったにもかかわらず、昨日の参考人質疑でも四人の参考人の方々から、与党の横暴に対する批判や、法案審議が余りにも唐突で拙速であること、そして何よりも国民の皆さん方の理解を得られないことが強く指摘されたのであります。しかし、与党三党は何の反省もなく、我が党議員の質疑を打ち切って採決をしたわけであります。こうしたたび重なる暴挙に対しても、社会民主党は、満身の怒りを込めて弾劾するものであります。

国会の土俵を決める選挙制度をルールを破つてしまった暴挙は、我が国の議会政治史上、大きな汚点を残すものとして後世まで記憶されるであります。

反対する第三の理由は、与党が一方的に導入を打ち出した非拘束名簿方式自体が、民意にかなうどころかさまざまな問題点を抱えていることあります。

まず、与党側は、当選の順番を政党ではなくて有権者がつけることになるので民意にかなうと説明していますが、実は、票の横流しによって有権者の民意を踏みにじる制度となっている点であります。

例えばA候補に投じた票は、A候補個人の順位を上げるだけではなくて、個人名票を政党票に読

みかえることで、A候補が大量得票した場合には同じ党のB候補、C候補に票の横流しが行われることになってしまいます、そういう制度であります。しかも、与党は来年の選挙で三百五十人以上の立候補者を想定していると言われますが、本当にそんなど多くの候補者を吟味できるのでしょうか。

また、非拘束名簿式は、全国に個人名をアピールしなければならないことから、かつての旧全国区の弊害、すなわち残酷区、錢酷区と言われたものの復活、金権腐敗選挙の再現、拡大につながるおそれがあります。無名でも有為の人材を国会に輩出するという現行拘束名簿式のメリットを大いに損ない、政党と国民とのきずなを深めるという比例代表制導入で期待された理念をも否定することになります。そして、拘束名簿によつてこの間積み上げられてきた女性の政治参画を阻む厚い壁になってしまいます。

さらに、得票数が他党の落選者に比べて著しく低い候補者が逆に当選してしまう逆転現象の発生、議員定数削減で経費を節約しようとしながら、非拘束式にして多額の公費負担増をしようとするべき参議院の姿から見ての妥当性など、与党案の問題点は依然として数多く残されたままなのであります。

第四の理由は、定数の削減であります。確かに合憲判決とはいえない、三分の一の裁判官が反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

して解明されておりません。自民党的比例代表名簿の順位が、業者や業界からの多額の資金提供によって党費の立てかえという形で決められている

○議長（綿貫民輔君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　採決いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　投票漏れはありませんか。

——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開

票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

○議長（綿貫民輔君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

一

こと自体に問題があるのじゃないですか。民主主義は効率だけで割り切ることはできません。し

じた十分な検討が必要であると考えます。

○議長（綿貫民輔君）　今川正美君、申し合わせの時間が過ぎました。なるべく簡単に願います。

かも、衆議院が二十削減したから参議院も十減ら

しますというような衆議院追随は、逆に参議院の

権威をおとしめ、参議院の自己否定につながるの

ではないでしょうか。

さて、今回の異常事態のきっかけは、そもそも久世公堯前金融再生委員長の大型やみ献金問題

と、ことし六月の総選挙で自民党を初め与党は大

きく支持を減らしたため、このままでは来年の参

議院選挙で危ない、それには有名人の個人名で票

を稼ぐしかない、そのためには拘束式では都合が

悪いというものであったはずです。しかも、非拘

束式にすれば、補助金交付団体などの支持団体を

最後までフルに動かせることができる。まさに動

機不純な党利党略そのものであります。

久世氏の発言と政府答弁の相違、そこも依然と

して解明されておりません。自民党的比例代表名

簿の順位が、業者や業界からの多額の資金提供に

よつて党費の立てかえという形で決められている

のは、その後、ケーブルエースー中小企業経営者福音

事業団との関係で明るみに出てきた自民党的村上

参議院会長の疑惑でも浮き彫りになつてゐるじ

ないです。

○議長（綿貫民輔君）　投票漏れなしと認めます。

この採決は記名投票をもつて行います。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、

反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕

○議長（綿貫民輔君）　投票漏れはありますか。

——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開

票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

○議長（綿貫民輔君）　投票の結果を事務総長から

報告させます。

〔事務総長報告〕

一

一

平成十二年十月二十六日

衆議院会議録第七号

公職選挙法の一部を改正する法律案

一二一

投票総数 四百六十四

可とする者(白票)

二百七十四 百九十一

否とする者(青票)

○議長 綿貫民輔君 右の結果、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

金子 一義君	嘉数 知賢君	奥山 茂彦君	奥谷 通君	大野 太郎君	太田 誠一君	大木 小野君	大木 松茂君	大原 一三君	小川 忠夫君	岩崎 伸晃君	石川 要三君	伊藤宗一郎君	伊吹 文明君	石川 要三君	赤城 德彦君	麻生 太郎君	荒井 広幸君	赤城 德彦君	相沢 英之君	青山 丘君	北村 直人君	岸田 木村君	木村 龍秀君								
金田 梶山	加藤 弘志君	奥野 誠亮君	岡下 信子君	大村 秀章君	大村 功統君	大木 理森君	大木 小此木八郎君	大島 小此木八郎君	大島 白井日出男君	遠藤 衛藤征士郎君	岩永 岩屋	植竹 岩崎	稻葉 今村	石原 岩崎	石原 伸晃君	太郎君	要三君	伊藤 伊藤	公介君	達也君	勝人君	市雄君	雅年君	小泉純一郎君	敏男君	倉田 熊谷	直人君	木村 龍秀君	木村 龍秀君	木村 龍秀君	木村 龍秀君
滝 寒君	高鳥 修君	高市 早苗君	高市 田中君	高木 田村君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君	高木 田中君				
竹下 亘君	高橋 高木君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君	高橋 一郎君									
牧野 隆守君	堀内 光雄君	保利 耕輔君	孝治君	二田 康夫君	二田 鴻三君	福田 幸治君	平林 勝榮君	平林 勝榮君	原田 義昭君	原田 駿君	原田 駿君																				
増田 敏男君	堀之内 久男君	細田 博之君	圭司君	古屋 孝男君	古屋 照君	藤井 起夫君	福井 起夫君	平沼 起夫君	菱田 嘉明君	林田 原田昇左右君																					
神崎 武法君	河合 正智君	保利 二田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君	二田 福田君								
北側 一雄君	河上 覃雄君	太田 昭宏君	江田 康幸君	江田 康幸君	上田 啓一君	上田 啓一君																									

一一一

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長佐藤静雄君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○佐藤静雄君登壇】
ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、本年八月十五日付の人事院勧告を勧告どおり実施しようとするものであり、その内容は、扶養手当について、配偶者以外の子、父母等の扶養親族に係る支給月額の引き上げ、期末・勤勉手当について、その支給割合の引き下げ等を行おうとするものであります。

本案は、去る十月二十四日本委員会に付託され、同日統総務庁長官から提案理由の説明を聴取り、本日質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時九分散会

出席国務大臣

自治大臣 西田 司君
国務大臣 続 訓弘君

職 届出政党等の名称 生年月日
業 団体役員 当得票数
住 所 人 川田 悅子
票 数 五、〇〇八票
所 東京都小平市小川東町二
六〇八番地の十五

(要求書受領)

(報告書受領)

○議長の報告
一、昨二十五日、森内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣自第四三号

平成十二年十月二十五日

衆議院議長 綿貫民輔殿
衆議院東京都第二十一区選出議員補欠選舉

第一、去る二十四日、内閣から、人事官に佐藤社郎君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

第一、去る二十四日、内閣から、公安審査委員会委員長に藤田耕三君を、同委員に木村治美君、西室泰三君及び波多野敬雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

第一、東京都第二十一区における補欠選舉の結果当选した議員川田悦子君に対し、昨二十五日当選証書の対照を終わった。

(応召議員)

第一、昨二十五日、召集に応じた議員は次のとおりである。

小選挙区選出

東京都第二十一区

川田 悅子君

たので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諫訪康雄君、曾田多賀君、西田典之君、山口浩一郎君、横溝正子君及び若林之矩君を任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

第一、去る二十四日、本院は、人事官に佐藤社郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

第一、去る二十四日、本院は、公安審査委員会委員長に藤田耕三君を、同委員に木村治美君、西室泰三君及び波多野敬雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

第一、去る二十四日、本院は、中央労働委員会委員に磯部力君、今野浩一郎君、岡部晃三君、落合誠一君、小野旭君、菊池信男君、菅野和夫君、諫訪康雄君、曾田多賀君、西田典之君、山口浩一郎君、横溝正子君及び若林之矩君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

第一、去る二十四日、本院は、東京都第二十一区における當選人について

第一、去る二十四日、内閣から、電波監理審議会委員に濱田純一君を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

官報(号外)

(議席指定)

一、昨二十五日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(理事補欠選任)

一、去る二十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事

荒井

聰君

(理事佐々木秀典君去る九月十八日委員辞任につきその補欠)

欠)

地方行政委員会

理事

松崎

公昭君

(理事中川正春君去る二月十八日理事辞任につきその補欠)

欠)

十四日理事

中川

正春君

(理事北橋健治君去る二月十八日委員辞任につきその補欠)

欠)

十五日理事

五十嵐文彦君

(理事上田清司君去る二月十八日委員辞任につきその補欠)

欠)

十六日理事

松本

龍君

(理事大畠章宏君去る二月二十五日商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。)

内閣委員会

理事

中川

正春君

(理事北橋健治君去る二月二十九日理事辞任につきその補欠)

欠)

地方行政委員会

理事

近藤

基彦君

(常任委員辞任及び補欠選任)

欠)

小西

哲君

補欠

亘君

北村

誠吾君

補欠

近藤

基彦君

欠)

北村

誠吾君

欠)

高橋

喜一君

佐々木憲昭君

欠)

井上	喜一君	河村たかし君	牧 義夫君
高橋	喜一君	竹下 巨君	高木 毅君
米田	仁君	吉田 幸弘君	砂田 圭佑君
岩永	仁君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君
海部	佐々木憲昭君	河村たかし君	河村たかし君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	坂上 善秀君	坂上 善秀君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	阪上 善秀君	阪上 善秀君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	阪上 善秀君	阪上 善秀君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	阪上 善秀君	阪上 善秀君

井上	喜一君	河村たかし君	牧 義夫君
高橋	喜一君	竹下 巨君	高木 毅君
米田	仁君	吉田 幸弘君	砂田 圭佑君
岩永	仁君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君
海部	佐々木憲昭君	河村たかし君	河村たかし君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	坂上 善秀君	坂上 善秀君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	阪上 善秀君	阪上 善秀君
佐々木憲昭君	佐々木憲昭君	阪上 善秀君	阪上 善秀君

金子	哲夫君	河村建夫君	議院運営委員
丸谷	佳織君	林省之介君	辞任
田中	敏男君	林省之介君	補欠
田中	和徳君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君
田中	和徳君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君
田中	和徳君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君
田中	和徳君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君
田中	和徳君	吉田 幸弘君	吉田 幸弘君

大島	令子君	木島日出夫君	議院運営委員
丸谷	佳織君	木島日出夫君	辞任
田中	敏男君	木島日出夫君	補欠
田中	和徳君	木島日出夫君	木島日出夫君
田中	和徳君	木島日出夫君	木島日出夫君
田中	和徳君	木島日出夫君	木島日出夫君
田中	和徳君	木島日出夫君	木島日出夫君

久保	哲司君	木島日出夫君	国家基本政策委員
齊藤	鉄夫君	木島日出夫君	辞任
齊藤	鉄夫君	木島日出夫君	補欠
今田	保典君	木島日出夫君	前原 誠司君
佐藤	觀樹君	木島日出夫君	川端 達夫君
林	幹雄君	木島日出夫君	木島日出夫君
根本	匠君	木島日出夫君	木島日出夫君
高橋	陽介君	木島日出夫君	木島日出夫君
高橋	陽介君	木島日出夫君	木島日出夫君
高橋	陽介君	木島日出夫君	木島日出夫君

(号外) 報官

平井 卓也君	近藤 基彦君	租税特別措置法の一部を改正する法律案
小池百合子君	西川太一郎君	一、去る二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
佐藤 観樹君	牧野 聖修君	二、地方自治に関する事項
齊藤 鉄夫君	東 順治君	三、地方財政に関する事項
根本 匠君	林 幹雄君	四、消防に関する事項
西川太一郎君	小池百合子君	一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要
中本 太衛君	高鳥 修君	求に対し、議長は去る二十四日いずれもこれを承認した。
今田 保典君	鹿野 道彦君	二、調査の目的
牧野 聖修君	玄葉光一郎君	地方自治行政の実情を調査し、その健全なる
東 順治君	久保 哲司君	発展に資するための対策樹立
近藤 基彦君	平井 卓也君	三、調査の方法
		小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

(議案提出)	國政調査承認要求書	四、調査の期間
一、去る二十四日、委員長から提出した議案は次	一、調査する事項	右各事項について実情を調査し、運営を適正
のとおりである。	二、行政機構並びにその運営に関する事項	ならしめるため
租税特別措置法の一部を改正する法律案(大蔵	二、恩給及び法制一般に関する事項	三、調査の方法
委員長提出)	三、公務員の制度及び給与に関する事項	及び資料の要求等
一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付	四、調査の目的	四、調査の期間
された次の議案を受領した。	右によって国政に関する調査を致したいから衆	本会期中
国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の	議院規則第九十四条により承認を求める。	右によって国政に関する調査を致したいから衆
制限等に関する法律案	平成十二年十月二十四日	議院規則第九十四条により承認を求める。

(議案付託)	國政調査承認要求書	一、調査の目的
一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次	二、調査する事項	右各事項について実情を調査し、運営を適正
のとおりである。	三、公務員の制度及び給与に関する事項	ならしめるため
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改	四、調査の目的	三、調査の方法
正する法律案(内閣提出第六号)	右によって国政に関する調査を致したいから衆	及び資料の要求等
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案	議院規則第九十四条により承認を求める。	四、調査の期間
(内閣提出第一四号)	平成十二年十月二十四日	本会期中
以上二件 内閣委員会 付託	衆議院議長 編貫 民輔殿	衆議院議長 編貫 民輔殿

(議案送付)	國政調査承認要求書	一、調査の目的
一、去る二十四日、参議院に送付した本院提出案	二、調査する事項	右各事項について実情を調査し、運営を適正
は次のとおりである。	三、公務員の制度及び給与に関する事項	ならしめるため
	四、調査の目的	三、調査の方法
	右によって国政に関する調査を致したいから衆	及び資料の要求等
	議院規則第九十四条により承認を求める。	四、調査の期間
	平成十二年十月二十四日	本会期中
	衆議院議長 編貫 民輔殿	衆議院議長 編貫 民輔殿
	一、商工委員長から提出した次の国政調査承認要	一、調査の目的
	求に対し、議長は昨二十五日これを承認した。	右各事項について実情を調査し、運営を適正

官 報 (号外)

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、中小企業に関する事項

三、資源エネルギーに関する事項

四、特許及び工業技術に関する事項

五、経済の計画及び総合調整に関する事項

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条规定により承認を求める。

平成十二年十月二十五日

商工委員長 古屋 圭司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、去る二十四日、議員から提出した質問主意書

は次のことおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第七号)に関する質問主意書(山花郁夫君提出)

一、昨二十五日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。

東海地方集中豪雨に関する質問主意書(伴野豊君提出)

東京鉄道立体整備株式会社および小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書(山花郁夫君提出)

昼夜間独居に関する質問主意書(植田至紀君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

二、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

三、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

四、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

五、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

六、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

七、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

八、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

九、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

十、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

十一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

十二、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員金田誠一君提出国家行政組織法第十一条に基づく「了承」に関する質問に対する答弁書

効なのか。

概にお答えすることは困難である。

三について

防衛廳長官による御指摘の「了承」は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十条に基づく防衛廳の事務を統括する権限により部下職員による所掌事務の処理に関して同意を与えることを一般的に表したものであるところ、防衛廳設置法(昭和二十九年法律第百八十四号)第十六条の規定する「承認」は、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊に関する事項に関して陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛廳長官が同意を与えること又は統合幕僚會議の所掌する事項について防衛廳長官が同意を与えることを表すものであり、また、防衛廳における文書の形式に関する訓令(昭和三十八年防衛廳訓令第三十八号)第十五条の規定する「許可」は、職務の権限を有する者が、当該権限に属する事項で、法令等により一般的に禁止されている行為を特定の場合に解除することを表すものである。

一、各大臣が同条に基づいて「事務を統括する権限によりなされた「了承」のうち、日常的に口頭で行われている主なものについて明らかにされたい。

二、各大臣が同条に基づいて「事務を統括する権限によりなされた「了承」は、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出自衛隊における私のサーカルに関する質問に対する答弁として、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十二年二月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

三、各大臣が同条に基づいて「事務を統括する権限によりなされた「了承」を得る事案は、当該事案の性質、その時点での状況等により異なるとともに、御指摘の「了承」を得る事案も多岐にわたることから、これを類型化して一

十一月二十七日までに答弁する旨の国会令法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

議院運営委員長藤井孝男君解任決議案

右の議案を提出する。

平成十二年十月二十六日

提出者	赤松 広隆	山岡 賢次
穀田 恵一	中西 繕介	
今田 保典	一川 保夫	
松本 善明	横光 克彦	

賛成者

阿久津幸彦外五十一名

議院運営委員長藤井孝男君解任決議

本院は、議院運営委員長藤井孝男君を解任する。

議院運営委員長藤井孝男君は、國權の最高機關である国会にあって、議会運営に責任を持ち、中立・公正にその職務を全うし、国会の権威を守るという極めて重い職務にある。

しかし、議院運営委員長藤井孝男君は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、与党の数の横暴により強行採決された「公職選挙法の一部改正案」を採決するための本会議を強引に設定した。国民の参政権にかかわり、国会の土俵を決めるという議会制民主主義にとつ

て極めて重大な法案に関してのかかる態度は、議院運営委員長の重い職責に全く背くものと言わねばならない。

加えて議院運営委員長藤井孝男君は、去る十月五日、野党の反対を押し切って委員長の職権で本会議を强行開会し、与党提出の「公職にある者等のあせん行為による利得等の処罰に関する法律案」の本会議での趣旨説明と質疑を行い、野党提出の「公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあせん行為に係る収賄等の処罰に関する法律案」については、本会議質疑を省略して、両案を政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託したが、両法案は今日に至るまで全く審議されていない。

こうした議会制民主主義を破壊する議会運営は、中立・公正である委員長の職責に反し、与党多數の横暴を許すという悪しき前例を増やし、国権の最高機関である国会の権威を失墜せしめる行為であり、断じて容認することはできない。かかる事態を招いた藤井委員長の責任は、極めて重大であり、解任に値する。

これが、本決議案を提出する理由である。

理由

議院運営委員長は、國權の最高機関である国会にあって、議会運営に責任を持ち、中立・公正にその職務を全うし、国会の権威を守るという極めて重い職務にある。

右の本院提出案を送付する。

平成十二年十月十九日

公職選挙法の一部を改正する法律案

衆議院議長 編貫 民輔殿	井上 裕
--------------	------

公職選挙法の一部を改正する法律

五

一 投票中に一人以上の参議院名簿登載者の

第四条第二項中「二百五十二人」を「二百四十二人」に、「百人」を「九十六人」に、「百五十二人」を「百四十六人」に改める。

第四十六条第三項中「一の参議院名簿届出政党等(第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称」を「公職の候補者のたる参議院名簿登載者(第八十六条の三第一項の参議院名簿登載者をいう。以下この章から第八章までにおいて同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称」に改める。

第六項において準用する同条第四項、第八十八条、第二百五十二条の二若しくは第二百五十三条の三の規定により公職の候補者となるのただし書を加える。

ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、一の参議院名簿届出政党等(同項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)の同項の届出に係る名称又は略称を記載したもの。ただし、代表者の氏名の類を記載したもので第八号ただし書に該当する場合は、この限りでない。

三 第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同項各号のいずれにも該当しないかたもの若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第二項の規定による届出をしたもの又は第八十七条第一項において準用する同条第五項の規定に違反して第八十六条の三第一項の参議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の同項の規定による届出に係る参議院名簿登載者の氏名又はその届出に係る名称若しくは略称を記載したもの

第三条第一項中「公職の候補者一人の」を「公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)一人の」に改める。

第四十八条第一項中「参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては」の下に「公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は」を加え、同条第二項中「候補者」の下に「(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)」を加える。

第六十八条第三項を次のように改める。

三 参議院比例代表選出議員の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

二 所定の用紙を用いないもの

一 公職の候補者たる参議院名簿登載者でないもの

者、第八十六条の三第一項において準用する

氏名又は二以上の参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称を記載したもの

六 一投票中に一人の参議院名簿登載者の氏名及び当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等以外の参議院名簿届出政党等の名称若しくは第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したもの

七 被選挙権のない参議院名簿登載者の氏名を記載したもの

八 公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称又は参議院名簿届出政党等の同項の規定におけるほか、他事を記載したもの。ただし、公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名の記載のある投票については当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称若しくは略称又は職業、身分、住所若しくは敬称の類を、参議院名簿登載者の氏名の記載のない投票で参議院名簿届出政党等の同項の規定による届出に係る名称又は略称を記載したものについては本部の所在地、代表者の氏名又は敬称の類を記入したもののは、この限りでない。

九 公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称若しくは略称を自書しないもの

十 公職の候補者たる参議院名簿登載者の何人かを確認し難いもの

第六十八条の二第三項中「係る名称又は」を「係

る参議院名簿登載者(公職の候補者たる者に限る。以下この項において同じ。)の氏名、氏若しくは名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは改め、「同一である」の下に「参議院名簿登載者又は」を加え、「その名称又は」を「これらの氏名、氏若しくは名又は名称若しくは」に改め、「前条第三項において準用する同条第二項第八号」を「前条第三項第十号」に改め、同条第四項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「当該参議院名簿届出政党等又は当該参議院名簿届出政党等」を「又は当該衆議院名簿届出政党等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第三項の有効投票は、開票区ごとに、当該参議院名簿登載者のその他の有効投票数又は当該参議院名簿届出政党等のその他の有効投票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の有効投票数を含まないものをいう。)に応じてあん分し、それぞれこれに加えるものとする。

第八十条第一項中「候補者」の下に「(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。)」を、「得票総数」の下に「(各参議院名簿届出政党等の得票総数につては、当該参議院名簿登載者の選定)との下に、「並びに衆議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、「当該参議院名簿登載者」とあるのは「当該参議院名簿登載者」とを加え、「第七項中「第一項」とあるのは次条第一項」を「第七項中「第一項」とあるのは次条第一項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同条を「第八十七条第一項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項」とする。

第八十一条第四項中「衆議院名簿届出政党等」を「各参議院名簿届出政党等の得票総数」に、「参議院名簿届出政党等」と、「各参議院名簿届出政党等の得票総数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むもの)」を「参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)」に改め、「参議院名簿登載者の選定」との下に、「並びに衆議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、「当該参議院名簿登載者」とあるのは「当該参議院名簿登載者」とを加え、「第七項中「第一項」とあるのは次条第一項」を「第七項中「第一項」とあるのは次条第一項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項」と、同条を「第八十七条第一項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項」とする。

第九十五条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第七項を削り、同条に次の二条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選舉における当選人)の数及び当選人となるべき順位並びに当選人

六条の二第九項前段に改める。

第九十五条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第七項を削り、同条に次の二条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選舉における当選人)の数及び当選人となるべき順位並びに当選人

六条の二第九項前段に改める。

第九十五条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第七項を削り、同条に次の二条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選舉における当選人)の数及び当選人となるべき順位並びに当選人

六条の二第九項前段に改める。

第五十一条の三と、同条に、「同条第九項」を「同条第九項前段」に、「同条第十項」を「第二項」と、同条第十項に改める。

第六十九条中「第八十六条の二第九項」を「第八十六条第四項中「第一百七十五条第六項」を「第一百七十五条第七項」に改める。

第八十六条の三第一項中並びに「及び」を「及び」に改め、「及びそれらの者の間における当選人となるべき順位」を削り、同条第二項中「及び第八項」を「第八項、第九項前段及び第十項」に、「第八十一条第一項若しくは第四項」とあるのは「第八十七条第一項若しくは同条第六項において準用する同条第四項、第二百五十二条の二又は第二百五十二条の三」と、同項に「衆議院名簿登載者の選定」を「衆議院名簿登載者の選定及びそれらの者の間における当選人となるべき順位の決定(以下単に「衆議院名簿登載者の選定」といいう。)」に改め、「参議院名簿登載者」とあるのは「及び参議院名簿登載者」と、「当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者(当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。)」を「から当該参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の数に相当する数までの各整数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて当該選挙において選舉すべき議員の数に相当する数になるまでにある商で各参議院名簿届出政党等の得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むものをいう。)に係るものの個数をもつて、それぞれの参議院名簿届出政党等の当選人の数とする。

2 前項の場合において、「以上の商が同一の数值であるため同項の規定によつてはそれぞれの参議院名簿届出政党等に係る当選人の数を定め

ることができないときは、それらの商のうち、当該選挙において選舉すべき議員の数に相当する数になるまでにあるべき商を、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院

名簿において、参議院名簿登載者の間ににおける当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定める。この場合において、その得票数が同じである者があるときは、それらの者の間における当選人となるべき順位は、選挙会において、選挙長がくじで定める。

4 参議院(比例代表選出)議員の選挙において

各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿登載者のうち、前項の規定により定められたそれらの者の間における当選人となるべき順位に従い、第一項及び第二項の規定により定められた当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の参議院名簿登載者を、当選人とする。

官報(号外)

八十六条の二第九項前段に改める。

第一百一条の二の見出し中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

第一百一条の二の二 参議院(比例代表選出)議員の選挙において、参議院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

選挙において、参議院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人の決定の場合の報告、告知及び告示)

第一百三十二条第一項第三号中「参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むもの」を、「第一百一条の二の二第二項」に改める。

第一百三十一条第一項第三号中「参議院名簿届出政党等の」を削り、「都道府県」とに「箇所」を

「参議院名簿届出政党等が設置するものにあつては都道府県」とに「箇所、公職の候補者たる参議院名簿登載者が設置するものにあつてはその参議院名簿登載者」につき「箇所」に改める。

第一百三十八条の三中「又は参議院比例代表選出政党等の」を削り、「都道府県」とに「箇所」を

「参議院名簿届出政党等が設置するものにあつては都道府県」とに「箇所、公職の候補者たる参議院名簿登載者」につき「箇所」に改める。

第一百三十九条ただし書中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「政党その他」を「政党その他」に改め、「その数」の下に「、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る議員」を加える。

第一百四十一条第一項ただし書中「、参議院(比例代表選出)議員」を削り、「行うもの」の下に「及び各参議院名簿登載者」に改め、同条第三項中「当選人の数」の下に「及び各参議院名簿における当選人となるべき順位」を加え、同条第四項中「うち」の下に「第九十五条の三第三項又は前項の規定により定められた」を加え、同条第八項中「その参議院名簿」を「第四項に規定する参議院名簿登載者の間」に改める。

第一百四十二条第一項ただし書中「、参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙において」を削る。

第一百四十四条第一項中「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の」を次の各号に掲げるに、「自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く)一台又は船舶一隻及び拡声機」を「当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

第一百条第三項中「第八十六条の二第九項」を「第三百五十二条の二若しくは第三百五十三条」とあるのは「参議院名簿登載者」を「衆議院名簿の衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿」と、「衆議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿登載者」とあるのは「参議院名簿」と、「その衆議院名簿」とあるのは「その参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間」に改める。

第一百五十五条第一項中「第九十五条の二第七項において準用する同条」を「第九十五条の三」に改め、同条第三項中「当選人の数」の下に「及び各参議院名簿における当選人となるべき順位」を加え、同条第四項中「うち」の下に「第九十五条の三第三項又は前項の規定により定められた」を加え、同条第八項中「その参議院名簿」を「第四項に規定する参議院名簿登載者の間」に改める。

第一百五十六条第一項中「参議院名簿登載者の得票数を含むもの」を「各参議院名簿登載者の得票数を含むもの」に改め、同条第二項の規定による届出に係る候補者については、当選人となるべき順位並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

第一百五十七条の二又は第一百十二条第四項において準用する同条の場合は、第一項中「得票数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むもの)」を「各参議院名簿登載者の得票数を含むもの」に改め、同条第三項中「当選人の数」の下に「及び各参議院名簿における当選人となるべき順位」を加え、同条第四項中「うち」の下に「第九十五条の三第三項又は前項の規定により定められた」を加え、同条第八項中「その参議院名簿」を「第四項に規定する参議院名簿登載者の間」に改める。

第一百二十九条中「参議院名簿の届出」の下に「(同条第二項において準用する第八十六条の二第九項)」を削る。

前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出」を加える。

第一百三十一条第一項第三号中「参議院名簿届出政党等の」の下に「及び公職の候補者たる参議院名簿登載者」を加える。

第一百三十二条第一項第三号中「又は参議院名簿届出政党等の」を削り、「都道府県」とに「箇所」を

「箇所、公職の候補者たる参議院名簿登載者」につき「箇所」に改める。

<p>一 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙 自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次号において同じ。)一台又は船舶一隻及び拡声機 二台及び船舶一隻(両者を使用する場合は同じて二)及び拡声機 二台</p> <p>二 参議院(比例代表選出)議員の選挙 自動車二台又は船舶一隻(両者を使用する場合は同じて二)及び拡声機 二台</p>
<p>五百四十二条第五項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第七項中「及び第一号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第八項と同じて二)及び第一号」を「から第二号まで」に、「並びに」を「及び」に改め、「ビラ、二十万枚</p>
<p>五百四十三条第一項中「衆議院名簿登載者」を「中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ、二十万枚</p>
<p>五百四十四条第一項第二号の次に次の一号を加える。</p> <p>二の一 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者の選挙に係る部分を除く。」を加える。</p> <p>五百四十五条第一項中「衆議院議員」の下に「、参議院(比例代表選出)議員」を加える。</p> <p>五百四十六条第一項中「衆議院名簿登載者」の下に「又は参議院名簿登載者」を加え、同条第五項中「記号」を「記号」に改め、同条第十一項中「参議院(選挙区選出)議員」の下に「及び第一号」を「から第二号まで」に改め、同条第十二項中「参議院名簿登載者」の下に「、参議院(比例代表選出)議員」を加える。</p> <p>五百四十七条第一項中「衆議院(比例代表選出)議員」を削り、「並びに第一号及び第二号」を削る。</p>
<p>五百四十八条第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削り、「並びに第一号及び第二号」を削る。</p> <p>五百四十九條第一項中「参議院(比例代表選出)議員」を加え、同条第十二項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第十三項を同条第十四項と同じて二)及び第一号から第二号まで」に改め、同条第一項中「(参議院比例代表選出)議員の選挙における候補者」を削り、同条第一項中「(参議院比例代表選出)議員の選挙における候補者」を削る。</p> <p>五百五十條第一項中「(参議院比例代表選出)議員の選挙における候補者」を削り、「並びに第一号及び第二号」を削る。</p>

官 報 (号 外)

第一百六十八条第一項中「又は参議院(比例代表選出)議員」、「又は参議院名簿届出政党等」、「又は参議院名簿登載者」、「衆議院(比例代表選出)議員の選舉にあつては」及び「参議院(比例代表選出)議員の選舉にあつては当該選舉の期日の公示又は告示があつた日から二日間に」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 参議院(比例代表選出)議員の選舉において参議院名簿届出政党等が選舉公報にその氏名及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を真し、当該選舉の期日の公示又は告示があつた日から二日間に、中央選舉管理会に、文書で申請しなければならない。この場合において、当該参議院名簿届出政党等は、当該掲載文の二分の一以上に相当する部分に、各参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、及び写真をはり付けること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとする。

第一百六十九条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第五項中「又は参議院(比例代表選出)議員若しくは参議院(比例代表選出)議員の選舉について」の用紙に「以上の衆議院名簿届出政党等若しくは二以上の参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」を、「衆議院(比例代表選出)議員の選舉について」の用紙に「以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」を、参議院(比例代表選出)議員の選舉について同一の用紙に「以上の衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等」を、参議院(比例代表選出)議員の選舉に次に次の二項を加える。

4 参議院(比例代表選出)議員の選舉における第一項の各参議院名簿届出政党等に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序(第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出があるときは、当該参議院名簿に記載された氏名の次に、当該届出に係る文書に記載された氏名をその記載された順序のとおりに加えた氏名の順序)による。

第一百七十六条中「参議院(選舉区選出)議員」を下に「参議院(比例代表選出)議員の選舉にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適當な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を」を加え、同条第二項中又は参議院(比例代表選出)議員及び又は参議院名簿届出政党等を削り、「略称の掲示を」の下に「参議院(比例代表選出)議員の選舉にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を」を加え、同条第三項中「又は参議院(比例代表選出)議員の選舉にあつて「を」の選舉にあつて」に改め、「都道府県ごとに」の下に「参議院(比例代表選出)議員の選舉にあつては都道府県の選舉管理委員会が都道府県ごとに」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項本文」を「第三項本文」に改め、「順序」の下に「参議院比例代表選出議員の選舉にあつては同項本文のくじで定める順序及び前項に規定する順序、」を加え、「当該市町村」を「当該市町村」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

四 参議院比例代表選出議員の候補者にあつては、第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第七項の規定により当該候補者に係る参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序(第八十六条の二第十項の規定により参議院名簿届出政党等が当該候補者に係る参議院名簿を取り下げたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項若しくは第十二項の規定により当該候補者に係る参議院名簿の届出若しくは当該候補者に係る参議院名簿登載者の補充の届出が却下されたとき)。

第一百七十七条第一項中「第六項」を「第五項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、「特殊乗車券」の下に「若しくは特殊航空券」を加える。

第一百七十九条の二中「又は参議院(比例代表選出)議員」を削る。

第一百七八十条第一項ただし書中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加え、「同条第二項中「候補者届出政党」の下に「又は参議院名簿届出政党等」を加え、同条第三項中「選舉管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選舉にあつては、中央選舉管理会)」を加え、同条第四項中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加える。

第一百八十二条第一項中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加え、「同条第八十九条第一項中「選舉管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選舉にあつては、参議院名簿の届出又は参議院名簿登載者の補充の届出。以下この項において同じ。)」を加える。

第一百八十三条第一項中「候補者届出政党」の下に「若しくは参議院名簿届出政党等」を加える。

第一百八十六条第一項中「が候補者の届出」の下に「(参議院比例代表選出議員の選舉にあつては、参議院名簿の届出又は参議院名簿登載者の補充の届出。以下この項において同じ。)」を加える。

第一百八十九条第一項中「選舉管理委員会」の下に「(参議院比例代表選出議員の選舉にあつては、中央選舉管理会)」を加える。

第一百九十二条第一項中「選舉管理委員会」の下に

「第七項」に改め、同条第六号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

「第一百六十四条第三項中「第一百四十一条第九項」を「第一百四十二条第八項」に改める。

第二百七十二条の四中「並びに候補者届出政党」を「候補者届出政党」に改め、「除く。」後再び当該選挙の候補者となつたもの」の下に「並びに参議院名簿届出政党等の届出に係る候補者があつた者で公職の候補者たる参議院名簿登載者でなくつたもの」を加える。

附則 第二条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)の規定(新法第四条第二項及び別表第三の規定を除く。)及びこの法律による

附則第八項中「選挙運動(専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。)」を「専ら第四十九条の二の規定による投票に関する選挙運動で、」に、「選挙運動」を「参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、専ら第四十九条の二の規定による投票に関してする選挙運動で」に改める。

別表第三中「岡山県 四人」を「岡山県

第五条第七項の表を次のように改める。

区市町村	休　　日	平　　日	開票人の 数 千人未 満上	投票の 翌日	選挙区の 数 千人未 満
区	休　　日	平　　日	三二二七、九五六	三二二七、九五六	五千人未 满上
市	休　　日	平　　日	三五〇、七〇八	三五〇、七〇八	二千人未 满上
町	休　　日	平　　日	三二二七、三九六	三二二七、三九六	三千人未 满上
村	休　　日	平　　日	三五〇、一四八	三五〇、一四八	五千人未 满上

官 報 (号外)

二人」に、「熊本県 四人」を「熊本県 二人」に、「鹿児島県 四人」を「鹿児島県 二人」に改める。

二三人」に改める。

二三人」に改める。

常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

正する。

第四十九条の表第一百一十八条第一項の項中「被選挙人の氏名」を「又は被選挙人の氏名」に、「投票の内容」を「又は投票の内容」に改め、同表

第一百三十七条の二の項中「公職の候補者の」を「公職の候補者(公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。)」に改める。

第五条 漁業法(昭和二十四年法律第一二〇六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「第六十

八条の二第二項及び第三項」を「第六十八条の二第二項、第三項及び第五項」に、「第一百一條の二」を「から第一百一条の二の二まで」に改め、「第一百八条」の下に「、第一百九条の二第二項」を加える。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

五 三 千 人 未 以 上		六八二、九三九		七〇九、一四〇		六七八、四五九		七〇四、七六〇		五六九、〇七九		六一一、三九五							
五 一 万 千 人 未 以 上		八八二、一五七		九一五、六三二		八七四、三二七		九〇七、七九一		七四八、七〇九		九七三、五四一		七七六、六〇四					
一 五 万 五 千 人 未 以 上		一、一四七、三〇七		一、二九一、一四二		一、二三五、五四七		一、一七九、三八二		一、〇九八、三三二		一、一三八、〇七一							
二 一 万 五 千 人 未 以 上		一、二九六、八九一		一、三四四、七二一		一、二七九、五三二		一、三三七、三五一		一、二七〇、五七七		一、二三六、八〇三							
三 万 人 以 上		一、七七七、八〇〇		一、八四〇、七六三		一、四七〇、六八一		一、五二五、六七四		一、八〇七、七三三		一、五〇五、八七八		一、五五八、四八〇					
区 市 町 村		平 日		休 日															
人 の 数 開 票 区 の 選 挙		投票 の 翌 日		二七六、二八八円		二八九、〇四〇円		二四五、〇三〇円		二四一、七五二円		二五九、〇一〇円		二七〇、九一〇円		二五七、九一〇円			
千 人 未 満		二千 人 人 以 未 満		三千 人 人 以 未 満		三千 人 人 以 未 満		五千 人 人 以 未 満											
三 万 人 以 上		一、一九一、四九二		一、〇三六、〇八〇		七二五、二五六		五六九、八四四		四五六、一四五		三六二、六二八		三七九、三六五		三七九、三六五			
三 万 人 以 上		一、三六四、一七二		一、一〇八三、九〇〇		七五八、七三〇		五九六、一四五		四八三、五〇四		三六二、六二八		二五九、〇一〇円		二五九、〇一〇円			
三 万 人 以 上		一、四二七、一三五		八六三、四〇〇		七九四、三二八		六〇四、三八〇		五〇五、八二〇		三七九、三六五		二七〇、九一〇円		二七〇、九一〇円			
三 万 人 以 上		一、一三九、六八八		九〇三、二五〇		八三〇、九九〇		六三三、二七五		五〇五、八二〇		三七九、三六五		二七〇、九一〇円		二七〇、九一〇円			
三 万 人 以 上		一、一九二、二九〇		一、〇四七、七七〇		九〇三、二五〇		八三〇、九九〇		六三三、二七五		五〇五、八二〇		三七九、三六五		二七〇、九一〇円			

第五条第八項の表を次のように改める。

官 報 (号 外)

平成十二年十月二十六日 衆議院会議録第七号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五条第九項の表を次のように改める。

二六

第五条第十項の表を次のように改める。																			
三千人未以上	千人未満上	千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	投票の翌日	区市町村	区	千人未満	千人未満										
四四〇、五五〇	三一七、一九六	二八一、九五二円	平日	区	区	区市町村	区	三四三、六二〇円	三八四、七六二	三九九、一〇八	五四四、六六八	五三〇、九三二	六九〇、一四一	七一六、四四二	五九八、九九一	四五〇、七二一	三〇九、四三八	三五五、八二二円	三〇六、九七四円
四六〇、四七五	三三一、五四二	二九四、七〇四円	休日	市	市	区市町村	市	一、八〇五、七六六	一、五一六、三八七	一、一二〇、六二二	一、一五五、〇一七	九三〇、四九九	八八九、一八五	九三三、六五九	七六一、〇九九	七八八、九九四	六二一、三〇七	四六七、四五八	三二八、二三二円
三七〇、〇六二	二六四、三三〇	二四六、七〇八円	平日	町	町	区市町村	町	一、八六八、七二九	一、五七一、三八〇	一、三六五、九五一	一、三〇〇、七七一	一、四九五、一〇七	一、一五五、〇一〇	一、一九八、八五二	九八九、八二五	一、一二五、九二二	一、二九一、一〇九	一、三〇九、二四二	三〇九、四三八円
三八六、七九九	二七六、二八五	二五七、八六六円	休日	村	村	区市町村	村	一、七七一、七二六	一、八三五、六八九	一、三四八、五九一	一、二九〇、一〇〇	一、五五〇、一〇〇	一、四九五、一〇七	一、五五〇、一〇〇	一、一九八、八五二	九八九、八二五	一、一二五、九二二	一、三三七、三三五	三二八、二三二円

官 報 (号 外)

平成十二年十月二十六日 衆議院会議録第七号 公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

五三、千千人未以上	五八一、五六六	六〇七、八二七	四九三、四一六	五一五、七三二
五三、千千人未以上	七四〇、一二四	七七三、五九八	六二六、七七〇	六四四、六六五
五三、千千人未以上	九六九、二一〇	一、〇一三、〇四五	八一〇、六二三	八四七、二七四
五三、千千人未以上	一、〇五七、三一〇	一、一〇五、一四〇	八八一、一〇〇	九二〇、九五〇
五三、千千人未以上	一、三九一、二三八	一、二二五、九一八	一、一七〇、九二一	一、〇六八、三〇一
三万人以上	一、四五五、一〇一	一、一六三、〇五一	一、二二五、六五四	一、二二五、六五四
三万人以上	一、三九一、二三八	一、三九一、二三八	一、三九一、二三八	一、三九一、二三八
三万人以上	一、六四一、三六七	一、六四一、三六七	一、六四一、三六七	一、六四一、三六七
三万人以上	四二三、六二八	四二三、六二八	四二三、六二八	四二三、六二八

第五条第十一項の表を次のように改める。

区市町村	開票日	数選挙区の 開票人の 数	区		市		町		村	
			平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日
三万人以上	六一、六六八円	六七、五六六	三一〇、三四四円	六一、一〇八円	三四九、七六四円	六〇、二六六円	六五、〇九八円	二七七、八四〇円	一〇七、二三三円	一、〇五七、〇九八円
三万人以上	八四、一九三	一二三、〇九五	四七三、三〇四	六六、四四六	三四六、一八四	四七一、〇三八	八〇、六五九円	五四〇、七三三円	四〇七、〇一〇円	一、〇五、五七五円
三万人以上	一五六、九〇一	一九七、五六七	六一五、九四八	八〇九、六三三	一〇八、六一五	六二一、四六八	一〇五、五七五	二九八、二三三円	一、〇五、五七五円	一、〇四、六五九円
三万人以上	一五七、五六七	一、〇五二、三三三	八〇一、七八三	一四九、〇六二	一八五、八〇七	一四四、三三九	一七九、二二三	六八八、二六四	五四〇、七三三円	一、〇四〇、五六二円
三万人以上	一五八、八一	二六〇、四六九	二六〇、八一	一、一九三、二七二	一、一九三、二七二	一、一九三、二七二	一、一七五、九二一	一、一七五、九二一	一、一七五、九二一	一、一七五、九二一
三万人以上	二七九、一八九	三八〇、五八八	二七九、一八九	一、三七二、七九八	一、三七二、七九八	一、三七二、七九八	一、六四一、三六七	一、六四一、三六七	一、六四一、三六七	一、六四一、三六七
三万人以上	三六六、一九〇	一、六〇八、三七七	一、六〇八、三七七	一、三五二、五一八	一、三五二、五一八	一、三五二、五一八	一、六〇八、三七七	一、六〇八、三七七	一、六〇八、三七七	一、六〇八、三七七
三万人以上	一、三九一、八九六	二六九、〇三三	一、一七〇、四二一	二六九、〇三三	一、一七〇、四二一	一、一七〇、四二一	二七九、一九〇	二七九、一九〇	二七九、一九〇	二七九、一九〇
三万人以上	二一、万五千人未以上	二一、万五千人未以上	二一、万五千人未以上	一五、万千人未以上	一五、万千人未以上	一五、万千人未以上	五三、千千人未以上	五三、千千人未以上	五三、千千人未以上	五三、千千人未以上

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人の数	区 市 町 村		区 市	町 村
	千人	人		
二千人以上	人以未	満	二四八、六五六円	二一七、五七四円
二千人未満	人以未	満上	二七九、七三八	二二三、一一五
三千人以上	人以未	満上	三八八、五五三	三二六、三六一
三千人未満	人以未	満上	五一二、八五三	四三五、一四八
五千人以上	人以未	満上	六五六、七三三	五四三、九三五
五千人未満	人以未	満上	八五四、七五五	七一四、八八六
一万五千人以上	人以未	満上	九三一、四六〇	七七七、〇五〇
一万五千人未満	人以未	満上	一、〇七一、三三九	九〇一、三七八
三万人以上	人以未	満上	一、一二七、七三九	一、〇一五、七〇六
三万人未満	人以未	満上	一、一二七、七三九	一、〇一五、七〇六
一九九人以上	人以未	満上	一九九	一七七

第八条第二項の表以外の部分中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同条第四項の表以外の部分中「又は参議院比例代表選出議員」を削り、同項の表中「又は参議院名簿届出政党等」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「次項及び」を「次項及び第六項並びに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 参議院比例代表選出議員の選挙における投票所の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合は、三百五十人を超える数五十人)とに二十二円を加算した額とする。

第八条に次の二項を加える。

6 参議院比例代表選出議員の選挙における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所一箇所について一の投票区の第三項の規定による基本額に相当する額とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條の表以外の部分中「第六十八条の二第二項及び第三項」を「第六十八条の二第一項、第三項及び第五項」に改め、「第九十五条の二」の下に「第九十五条の三」を加え、「第一百一条の二」を「から第一百一条の二の二まで」に改め、「第二百八条」の下に「第二百九条の二第二項」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第八条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十一条)の一部を次のように改正する。

第四十二条の十七第一項中「公職選挙法第八十六条又は」を「公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十四条第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治团体政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治团体をいう。以下同じ。)の得票総数について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治团体の得票総数については、な

お従前の例による。

第十条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する

法人格の付与に関する法律(平成六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「衆議院議員の」及び「参議院議員の」を削り、同条に次の二項を加える。

4 通常選挙における比例代表選出議員の選挙における第三条第一項第二号及び第五条第一項第七号に規定する政治团体の得票総数は、公職選挙法第八十六条の三第一項の規定による届出をした当該政治团体の得票総数(当該

政治团体に係る各参議院名簿登載者(同項に規定する参議院名簿登載者をいい、当該選挙の期日において候補者たる者に限る。)の得票総数を含むものをいう。)とする。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條

前条の規定による改正後の政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十四条第四項の規定は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治团体政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第三条第一項に規定する政治团体をいう。以下同じ。)の得票総数について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政治团体の得票総数については、な

この法律の施行に伴い必要となる経費
この法律の施行に伴い必要となる経費として
は、参議院議員の通常選挙について過去の候補者
数等に基づき推計すると約七十二億円の増加とな
る見込みである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、日本国憲法の定める二院制の下における参議院に期待されている役割にかんがみ、参議院の独自性・自主性をより發揮し、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数については是正を含む削減を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 参議院議員定数の削減

(一) 参議院議員の定数を現行の二百五十一人

から二百四十二人に改めるものとし、比例代表選出議員を百人から九十六人に、選挙区選出議員を百五十二人から百四十六人に改めるものとすること。

(二) 選舉区選出議員の定数は、岡山県、熊本県及び鹿児島県の各選舉区の定数をそれぞれ現行の四人から一人に改めるものとすること。

2 参議院(比例代表選出)議員の選挙を全都道

府県の区域を通じて行う非拘束名簿式比例代表制とする改正

(一) 投票の記載事項等

選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならぬものとすること。ただし、参議院名簿登載者の氏名を自書することに代えて、参議院名簿届出政党等の〔〕の届出に係る名称又は略称を自書することができるものとすること。

(二) 名簿による立候補の届出等

所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有する等公職選挙法に定める要件に該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体の名称(略称を含む)及びその所属する者(当該政党その他の政治団体が推薦する者を含む)の氏名を記載した参議院名簿を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている参議院名簿登載者を当該選挙における候補者とすることができるものとし、当該参議院名簿には当選人となるべき順位を記載しないものとすること。

(四) 選挙運動

非拘束名簿式比例代表制の導入に伴い、参議院名簿届出政党等又は参議院名簿登載者の選挙運動に関し、選挙事務所、自動車又は船舶及び拡声機の使用、文書図画の頒布及び掲示、新聞広告、個人演説会、街頭演説、連呼行為及び選舉公報の発行等につき、所要の措置を講ずるものとすること。

(三) 各参議院名簿届出政党等の得票数(当

より、その他の政治団体の得票数(当該政党の得票数を含む)を算出し、その結果を公表する。この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとするほか、適用区分及び参議院議員の定数に関する特例等について必要な措置を講ずるものとすること。

びに選挙運動に関する支出金額の制限等に関し、所要の措置を講ずるものとすること。

(六) 連座制の適用

参議院(比例代表選出)議員の選挙において、総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪及び公務員等の選挙犯罪による連座制を適用するものとすること。

3 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとするほか、適用区分及び参議院議員の定数に関する特例等について必要な措置を講ずるものとすること。

(二) その他

その他所要の規定の整備を行うものとす

二 議案の可決理由

本案は、参議院議員の定数を現行の二百五十二人から二百四十二人に改めるとともに参議院(比例代表選出)議員の選挙を全都道府県の区域を通じて行う非拘束名簿式比例代表制に改めようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七十二億

円の見込みである。
右報告する。

平成十二年十月二十五日

政治倫理法改定に
する特別委員長
衆議院議長 総務
自見庄三郎 民輔殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律案

平成十二年十月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

右

「百分の百六十」に改める。
第十九条の八第二項中「百分の百七十五」を
(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律の一部改正)
「百分の百六十」に改める。
附則第十六項中「新給与法」の下に「第十一条
一部を次のように改正する。
附則第十六項中「新給与法」の下に「第十一条
の三、」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の

給与に関する法律(次項において「改正後の法」という。)の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

3 改正後の法の規定を適用する場合において

は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

第十一條第三項中「五千五百円」を「六千円」に、「二千円」を「三千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改める。

第十九条の七第一項中「計算した額に」の下に

「六月に支給する場合においては」を、「百分の八十」の下に、「十二月に支給する場合にお

十一年法律第八十三号の一部を次のように改正する。

第三条のうち、一般職の職員の給与に関する

法律第十九条の第四項の次に一項を加える改正規定中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に改め、同法第十九条の七第二項後段の改正規定中「百分の百五十五」を「百分の百四十」に改め、同法第十九条の七第一項後段の改正規定中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の八十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の五十五(特定幹部職員にあっては、百分の七十五)」を加え、同法第十九条の八第二項の次に一項を加える改正規定中「百分の百七十五」を「百分の百六十」に改める。

1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(扶養手当について、配偶者以外の子等扶

養親族に係る支給月額を、一人までについてはそれぞれ六千円(扶養親族でない配偶者がある場合又は配偶者がない場合に係る一人日の手当の月額を除く。)に、三人目からについては一人につき三千円に引き上げること)。

2 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十(特定幹部職員にあっては、百分の百四十)に引き下げる)こと。

3 (勤勉手当)について、十二月期の支給割合を百分の五十五(特定幹部職員にあっては、百分の七十五)に引き下げる)こと。

4 期末特別手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十に引き下げる)こと。

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、平成

十二年四月一日から適用すること。

(二) その他この法律の施行に関し必要な措置

等を定めること。

1 一般職の職員の給与に関する法律案等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報

一 議案の目的及び要旨

告書

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部

改正)

4 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成

定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

(扶養手当について、配偶者以外の子等扶

養親族に係る支給月額を、一人までについ

てはそれぞれ六千円(扶養親族でない配偶

者がいる場合又は配偶者がない場合に係る

一人日の手当の月額を除く。)に、三人目か

らについては一人につき三千円に引き上げ

ること)。

2 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十(特定幹部職員にあっては、百分の百四十)に引き下げる)こと。

3 (勤勉手当)について、十二月期の支給割合を百分の五十五(特定幹部職員にあっては、百分の七十五)に引き下げる)こと。

4 期末特別手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十に引き下げる)こと。

2 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、平成

十二年四月一日から適用すること。

(二) その他この法律の施行に関し必要な措置

等を定めること。

1 一般職の職員の給与に関する法律案等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報

一 議案の可決理由

本案は、平成十二年八月十五日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、妥当な措置

官 報 (号 外)

と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年十月二十六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
内閣委員長 佐藤 静雄

(別紙)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部
を改正する法律案に対する附帯決議

政府並びに人事院は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、勧告制度を尊重する基本姿勢を引き続き堅持するとともに、給与勧告機能を十分に發揮させ、公務員の適正な待遇を確保するよう努めること。

官 報 (号 外)

平成十二年十月二十六日 衆議院会議録第七号

第明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京
一大四都○五
藏省印
刷局
電話
03
(3587)
4294
定価
(本体
一一〇円)